

平岡講師 別冊資料一覧

【資料②】老人保護措置費に係る支弁額等の改定や適切な支援の実施について
… p 1

【資料③】R5 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 0308 資料
_養護軽費箇所抜粋
… p 7

【資料④】老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例等について（令和6年3月26日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）
… p 2 1

【資料⑤】奈良県御所市「施設別事務費支弁基準額」（20240710 内定分）
… p 2 9

【参考配布①】養護老人ホームハンドブック（R2年度老健事業）
… p 3 4

【参考配布②】『月刊福祉』10月号平岡執筆分
… p 4 6

【参考配布③】「介護ビジョン」202311月号平岡執筆分
… p 5 1

老高発0111第1号
令和6年1月11日

都道府県
各 指定都市 養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）

老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム等の適切な運営について

各地方自治体における養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額及び徴収額並びに軽費老人ホームの利用料及び徴収額（以下「老人保護措置費に係る支弁額等」という。）については、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発第0124001号）及び「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成20年5月30日老発第0530003号）において示した「老人保護措置費支弁基準」、「費用徴収基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」を踏まえ、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各自治体において改定されているところであるが、今般、令和6年度介護報酬改定における改定率が公表されたこと等を踏まえ、支弁額等の改定並びに養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について、以下のとおり通知する。都道府県においては、老人保護措置費に係る支弁額等の改定について、管内市区町村に対して、周知をお願いする。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言であることを申し添える。

1 養護老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査の結果について

令和3年度補正予算（令和4年度介護報酬改定）による処遇改善、消費税率の引上げに伴う支弁額等の改定状況については、「養護老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査について」（令和5年4月7日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）により実施したところであるが、その結果は別紙1のとおりである。

については、「実施する見込み」と回答された自治体におかれては、着実に実施いただくとともに、「実施の予定がない」と回答された自治体におかれては、管内の養護老人ホーム又は軽費老人ホームの経営実態や、介護サービスに従事する職員との処遇の違い等の状況を十分考慮した上、支弁額等の改定の必要性を判断いただくようお願いする。

また、消費税率の引上げに伴う支弁額等の改定について、消費税率5%から8%引

上げ分のみ実施（8%から10%は未実施）、消費税率8%から10%引上げ分のみ実施（5%から8%は未実施）と回答された自治体も一定数あることから、このような自治体におかれては、支弁額等の更なる改定について、早急にご対応いただくことを願います。

2 養護老人ホーム等に勤務する職員の処遇改善等に向けた対応について

(1) 介護職員処遇改善支援事業等を踏まえた対応について

昨年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」では、介護分野について、人材確保に向けて賃上げに必要な財政措置を講ずるとされており、11月29日に成立した令和5年度補正予算では、介護職員処遇改善支援事業等により、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げるための措置を行うこととしている。（対象期間：令和6年2月～5月の賃金引上げ分）

養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員は当該事業の対象ではないが、業務内容は介護職員と類似していることから、同様に処遇改善を図ることが必要であるため、各地方自治体において老人保護措置費に係る支弁額等の改定を願います。

また、介護職員処遇改善支援事業等を踏まえた対応について、各地方自治体の判断で令和6年2月より支弁額等の改定を行う、または4ヶ月分に相当する支弁額等の改定を令和6年度中に行うことも可能である。

(2) 令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応について

令和6年度介護報酬改定については、物価高騰や賃金上昇、経営の状況、人材確保の必要性、利用者負担・保険料負担への影響も踏まえ、社会保障審議会介護保険部会及び介護給付費分科会において議論を行ってきたところであるが、今般、改定率については、予算編成過程において別紙2のとおりとなったところである。

サービス種別毎の単位数の改定については今後検討していくこととしているが、老人保護措置費に係る支弁額等についても、今般の介護報酬改定や管内の施設の経営状況、職員の処遇改善の状況等も勘案しつつ、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に資するよう、支弁額等の改定を願います。

特に、近年、支弁額等の改定を行っていない地方自治体におかれては、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、支弁額等の改定に向けた積極的な対応を願います。

また、基準費用額についても増額となり、基準費用額（居住費）を1日あたり60円引き上げること（施行時期：令和6年8月）としていることから、老人保護措置費に係る支弁額のうち、生活費についても改定を願います。

3 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について

養護老人ホーム及び軽費老人ホームがその役割を十分に果たしていくためには、地方財政による支援が不可欠であることから、継続的かつ適時適切な財政支援の実施をお願いします。

また、養護老人ホームの措置状況について、地域によっては定員に対する入所者の割合が必ずしも高くないケースもあることから、入所措置すべき者の適切な把握を行い、管外に所在する養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用など、措置を必要とする者に対する措置制度の適切な活用をお願いします。

4 その他

なお、上記で依頼している補正予算や介護報酬改定に伴い必要となる経費については、令和6年度の地方交付税で措置することとされている。

養護老人ホームに係る経費の地方交付税の算定に際しては、これまでも養護老人ホームの当該年度の4月1日時点の被措置者数に応じた補正を講じているところである。

また、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営や、処遇改善等の改定に伴う所要の経費については、地方交付税措置されているので、各地方自治体においては福祉部（局）のみならず、財政部（局）にも共有をお願いします。

別紙 1

養護老人ホーム、軽費老人ホームに関する実態調査の結果について

1 令和3年度補正予算（令和4年度介護報酬改定）による処遇改善

養護老人ホーム

	令和5年度調査	参考：令和4年度調査
支弁額等の改定実施済み	569 市町村 (75.8%)	256 市町村 (36.0%)
支弁額等の改定を実施する見込み	30 市町村 (4.0%)	348 市町村 (48.9%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	54 市町村 (7.2%)	60 市町村 (8.4%)
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	75 市町村 (10.0%)	39 市町村 (5.5%)
未回答	23 市町村 (3.1%)	8 市町村 (1.1%)

軽費老人ホーム

	令和5年度調査	参考：令和4年度調査
支弁額等の改定実施済み	123 自治体 (96.1%)	64 自治体 (50.0%)
支弁額等の改定を実施する見込み	0 自治体 (0.0%)	60 自治体 (46.9%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	2 自治体 (1.6%)	1 自治体 (0.8%)
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	2 自治体 (1.6%)	3 自治体 (2.3%)
未回答	1 自治体 (0.8%)	—

2 消費税率の引上げに伴う改定

	養護老人ホーム	軽費老人ホーム
支弁額等の改定実施済み	589 市町村 (78.4%)	116 自治体 (90.6%)
支弁額等の改定を実施する見込み	18 市町村 (2.4%)	1 自治体 (0.8%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	21 市町村 (2.8%)	3 自治体 (2.3%)
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	92 市町村 (12.3%)	7 自治体 (5.5%)
未回答	31 市町村 (4.1%)	1 自治体 (0.8%)

	養護老人ホーム	軽費老人ホーム
消費税率 5 → 8% 引上げ分のみ実施 (8 → 10% は未実施)	15 市町村 (2.5%)	1 自治体 (0.9%)
消費税率 8 → 10% 引上げ分のみ実施 (5 → 8% は未実施)	191 市町村 (32.4%)	53 自治体 (45.7%)
消費税率 5 → 10% (5 → 8 → 10%) 引上げ分を実施	379 市町村 (64.3%)	61 自治体 (52.6%)
未回答	4 市町村 (0.7%)	1 自治体 (0.9%)

別紙2

介護報酬改定について

12月20日の予算大臣折衝を踏まえ、令和6年度の介護報酬改定は、以下のとおりとなった。

改定率 +1.59%

(内訳)

介護職員の処遇改善分 +0.98% (令和6年6月施行)

その他の改定率(※) +0.61%

※賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準

また、改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果として+0.45%相当の改定が見込まれ、合計すると+2.04%相当の改定となる。

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料

令和6年3月

高齢者支援課

4. 養護老人ホーム・軽費老人ホーム等について

(1) 養護老人ホーム等に勤務する職員の処遇改善等に向けた対応について

今後、生産年齢人口の減少や高齢単身世帯の増加などの人口構造の変化に伴い、社会的孤立の問題等が顕在化し、介護ニーズや介護以外の生活課題を抱える低所得の高齢者が一層増加することが見込まれる。このような状況の中、居宅での生活が困難な低所得の高齢者の受け皿として、措置施設である養護老人ホームや無料又は低額な料金で入所が可能な軽費老人ホームが果たすべき役割はますます重要なものになると考えている。

そのため、養護老人ホームや軽費老人ホームに勤務する職員の処遇改善を図った上で、適切な運営を促進するため、「老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム等の適切な運営について」（令和6年1月11日老高発0111第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）（以下、「令和6年1月通知」とする。）にて、地方自治体へ依頼しているところである。その中で、各地方自治体が定める養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額や軽費老人ホームの利用料等について、

- ・令和5年度補正予算の介護職員処遇改善支援事業等
- ・令和6年度介護報酬改定のうち処遇改善分+0.98%及びその他の改定率+0.61%
- ・（養護老人ホームのみ）基準費用額（居住費）60円/日の引上げ

を踏まえた改定をお願いしたところ。

今後、今回の改定状況に関する実態の把握を行う予定であるので、その際は、協力をお願いする。

なお、上記で依頼している補正予算や介護報酬改定に伴い必要となる経費については、令和6年度の地方交付税で措置することとされているので申し添える。

(2) 養護老人ホーム、軽費老人ホームに関する実態調査の結果について

令和3年度補正予算（令和4年度介護報酬改定）による処遇改善、消費税率の引上げに伴う支弁額等の改定状況については、実態調査を行った上で、令和6年1月通知でも調査結果を周知したとおり、一部の地方自治体においては「実施の予定がない」と回答されているところである。

また、消費税率の引上げに伴う支弁額等の改定に関して、消費税率5%から8%引上げ分のみ実施（8%から10%は未実施）、消費税率8%から10%引上げ分のみ実施（5%から8%は未実施）と回答された自治体も一定数ある。

このような地方自治体におかれては、管内の養護老人ホーム又は軽費老人ホームの経営実態や、介護サービスに従事する職員との処遇の違い等の状況を十分考慮した上、改定に向けた更なる検討をお願いする。

(3) 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営の推進について

養護老人ホーム及び軽費老人ホームがその役割を十分に果たしていくためには、地方財政による支援が不可欠であることから、継続的かつ適時適切な財政支援の実施をお願いします。

加えて、養護老人ホームの措置状況を見ると、地域によっては定員に対する入所者の割合が必ずしも高くないケースもあると承知している。各自治体においては、①入所措置すべき者の適切な把握、②管外に所在する養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用、③柔軟な入所判定委員会の開催など、必要な者に対する措置制度の適切な活用をされたい。

また、居住に課題を抱える者を対象として、空床を活用し収容の余力がある場合に限り、定員の20パーセントの範囲内で契約による入所が可能であることから、管内の施設に対して、改めて周知いただきたい。(令和元年7月2日老高発0702第1号「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について」参照)

なお、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営や、処遇改善等の改定に伴う所要の経費については、地方交付税措置されている。更に、養護老人ホームに係る経費の地方交付税の算定に際しては、養護老人ホームの当該年度の4月1日時点の被措置者数に応じた補正を講じており、このような措置の状況については、福祉部(局)のみならず、財政部(局)にも共有をお願いします。

これに加え、障害者等加算の取扱いについては、加算対象施設及び加算対象者の認定の時期を毎年4月1日現在において行うことを技術的助言として示しているが、認定時期も含め、地域の実情等を勘案して市町村において定めることが可能である旨についても、周知いただきたい。

(4) 養護老人ホームにおける契約入所及び公益的な取組について

社会福祉法では、社会福祉法人の責務として、「地域における公益的な取組」の実施が明確化されており、主な設置主体が社会福祉法人である養護老人ホームにおいても、高齢者の住まい探しの支援、障害者の就労の場の創出や配食サービス等の「地域における公益的な取組」の促進をお願いしたところである。

加えて、養護老人ホームや軽費老人ホームについては、地域において低所得高齢者の住まいの確保、生活支援という重要な役割を担っている一方、過去の調査研究事業等では認知度について一定の課題があることから、多様化する地域課題への積極的な取組、地域共生社会の実現に向けた取組などを通じ、社会的認知の向上も必要とされている。

令和5年度老人保健健康増進等事業において「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームの取組のあり方について」(事業実施主体:株式会社NTTデータ経営研究所)を実施しているところであり、施設へのヒアリングやモデル的な伴走支援を通じて、取組を開始するためのプロセス、取組の効果等を整理し、地域における公益的な取組の普及を図ることとしている。

各地方自治体におかれても、養護老人ホームや軽費老人ホームの地域における公益的な取組について、調査研究事業における事例に加え、効果的かつ円滑に実施可能となるよう、管内の施設等が取り組んでいる事例等を周知するなど、御配慮いただきたい。

(5) 令和6年度介護報酬改定を踏まえた養護老人ホーム・軽費老人ホームの見直し事項について

令和6年度介護報酬改定を踏まえて、養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおいて、以下の事項の見直しを行うので、御了知願いたい。

なお、詳細については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和6年厚生労働省令第16号）第9条等を御確認いただきたい。

○協力医療機関との連携強化

・ 以下の要件を満たす協力医療機関を定める。

- ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保。
 - ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保。
 - ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保。（養護老人ホームのみ）
- （※）養護老人ホームの場合、義務付けにかかる期限を3年とし、併せて連携体制に係る実態把握を行うとともに必要な対応について検討。
- （※）軽費老人ホームの場合、努力義務規定。

○新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

・ 感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努める。

○管理者（施設長）の兼務範囲の明確化

・ 管理者（施設長）が兼務できる事業所の範囲について、管理者（施設長）がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化

○「書面掲示」規制の見直し（軽費老人ホームのみ）

・ 運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表。（令和7年度から義務付け）

(6) 養護老人ホームの入所措置の実施者について

養護老人ホームの入所措置の実施者については、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 4 において規定され、「老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について」（昭和 62 年 1 月 31 日社老第 9 号）の「第 1 措置の実施者」にて、その留意事項を示しているところであり、刑務所出所者等の養護老人ホームの入所措置に当たっては、引き続き、関係自治体と調整の上、適切にご対応いただくことを願います。

○老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）（抄）

（福祉の措置の実施者）

第 5 条の 4 65 歳以上の者（六十五歳未満の者であつて特に必要があると認められるものを含む。以下同じ。）又はその者を現に養護する者（以下「養護者」という。）に対する第 10 条の 4 及び第 11 条の規定による福祉の措置は、その 65 歳以上の者が居住地を有するときは、その居住地の市町村が、居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その所在地の市町村が行うものとする。ただし、同条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の規定により入所している 65 歳以上の者又は生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 30 条第 1 項ただし書の規定により同法第 38 条第 2 項に規定する救護施設、同条第 3 項に規定する更生施設若しくは同法第 30 条第 1 項ただし書に規定するその他の適当な施設に入所している 65 歳以上の者については、これらの者が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地の市町村が、これらの者が入所前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかつた者であるときは、入所前におけるこれらの者の所在地の市町村が行うものとする。

2 （略）

○老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について（昭和 62 年 1 月 31 日社老第 9 号）（抄）

第 1 措置の実施者

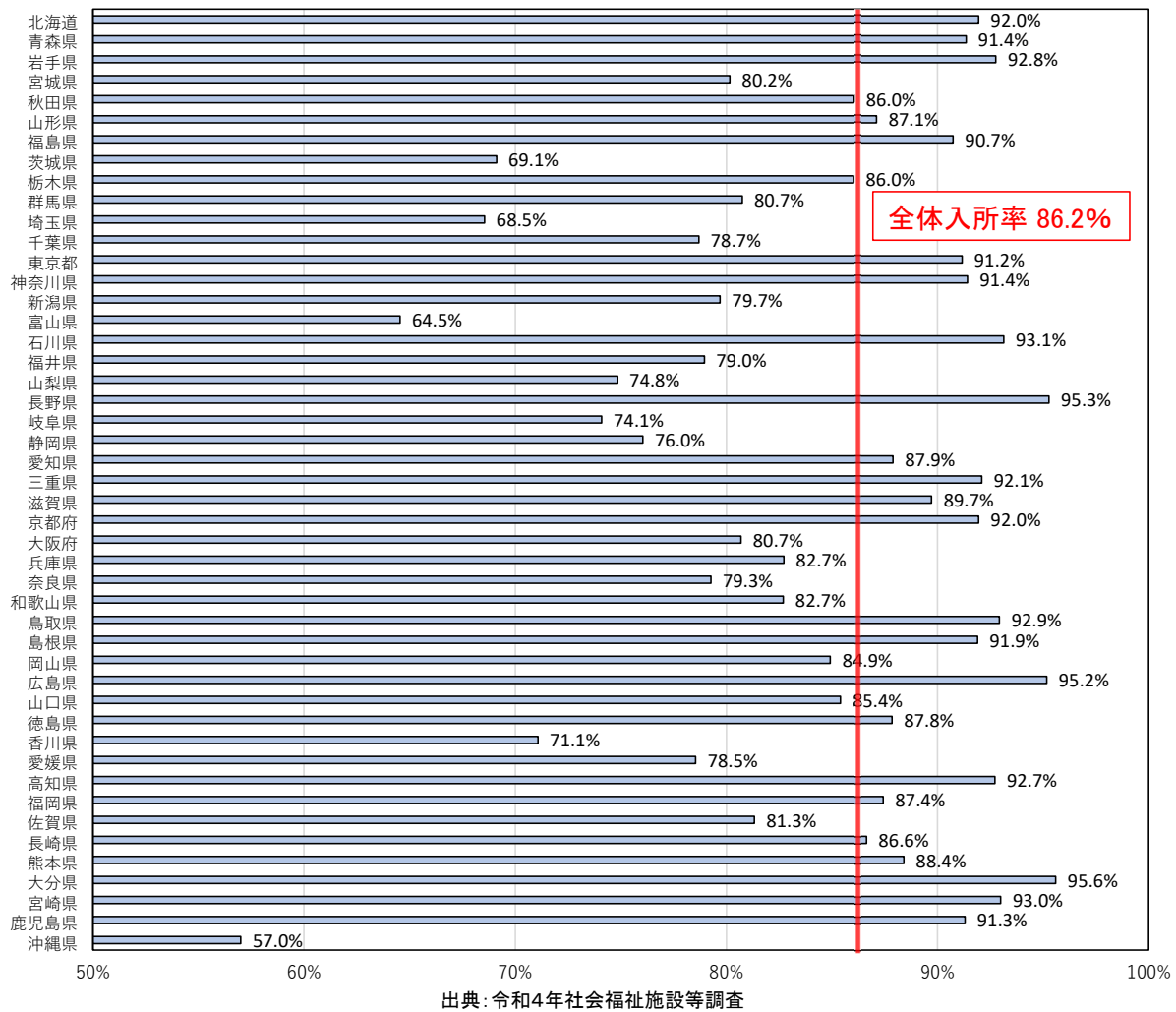
1 老人福祉法（以下「法」という。）第 11 条第 1 項の措置の相手方たる老人が居住地を有するときは、その居住地の市町村が措置の実施者であること。ただし、当該老人が法第 11 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は生活保護法第 30 条第 1 項ただし書きの規定により、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム、生活保護法第 38 条に規定する救護施設又は更生施設等に入所している場合にあっては、当該老人が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地の市町村が、当該老人が入所前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかつた者であるときは、入所前における当該老人の所在地の市町村が措置の実施者であること。

この場合における居住地とは、老人の居住事実がある場合をいうものであるが、現にその場所に生活していなくても、現在地に生活していることが一時的な便宜のためであり、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等は、その場所を居住地として認定するものであること。

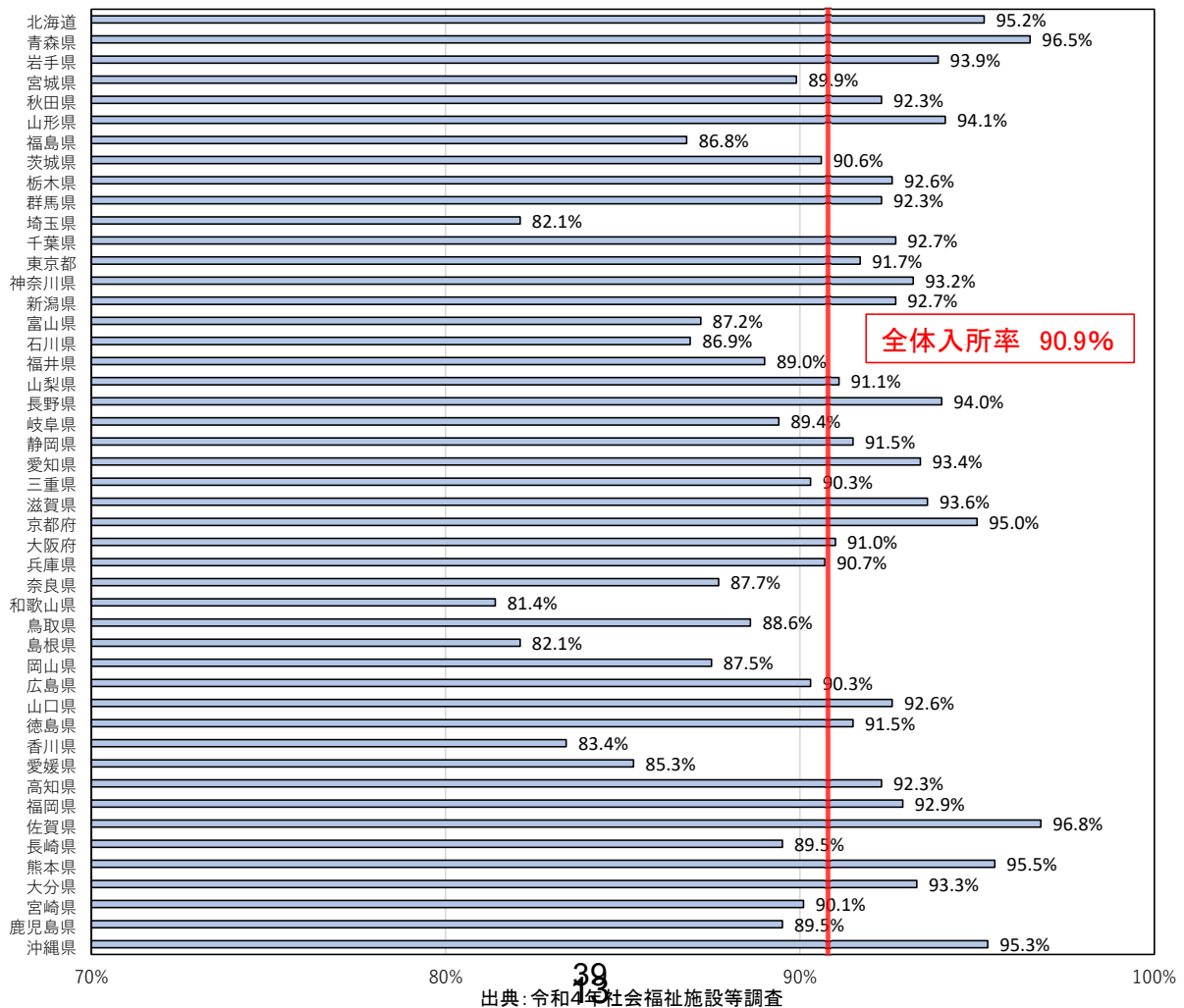
2 法第 11 条第 1 項の措置の相手方たる老人が居住地を有しないか又はその居住地が明らかでないときは、その所在地の市町村が措置の実施者であること。

なお、当該老人が、老人福祉法第5条の3に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに生活保護法第38条に規定する救護施設及び更生施設以外の社会福祉施設又は病院等に入所している場合にあっては、当該施設の所在地の市町村が措置の実施者であること。

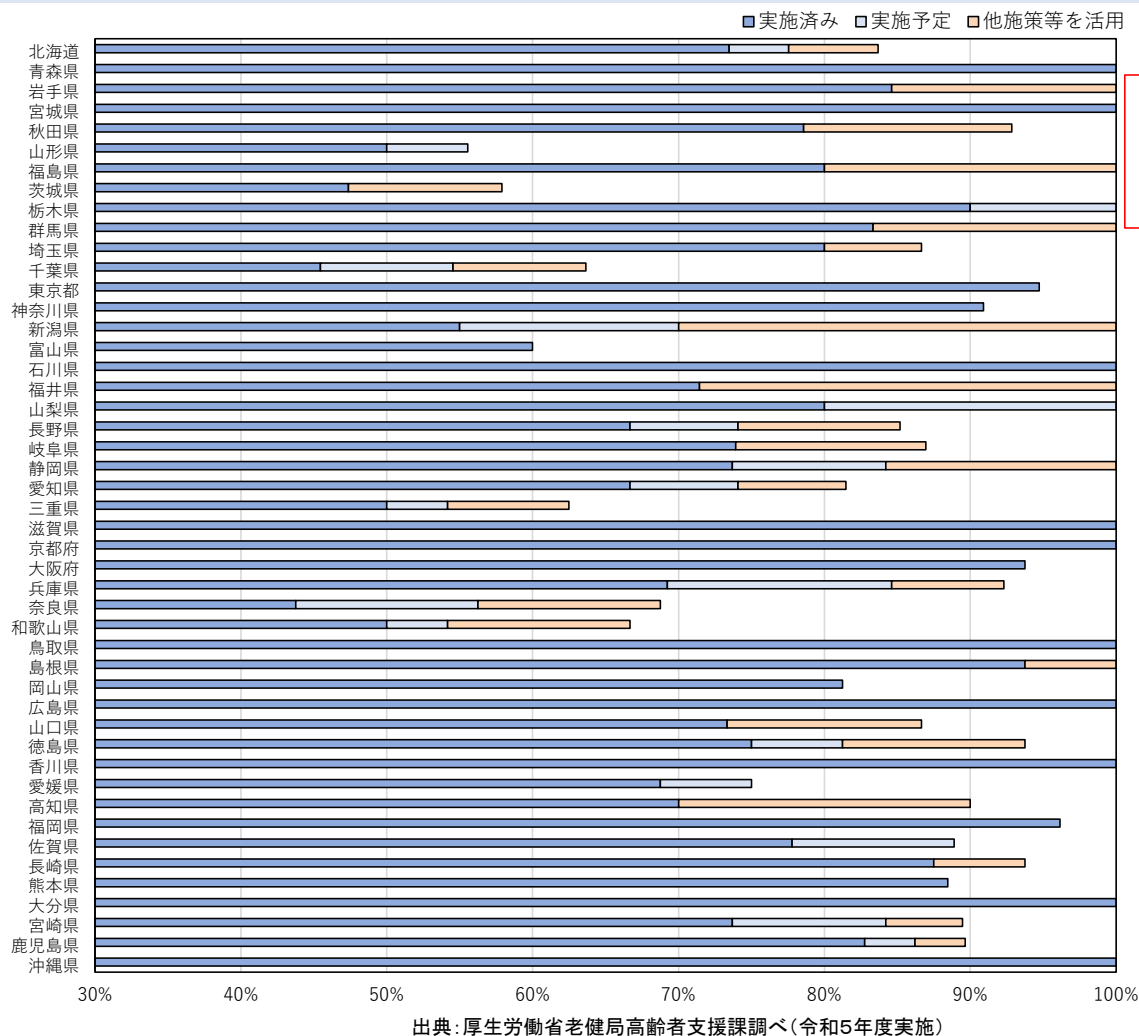
養護老人ホームの入所率（都道府県別）



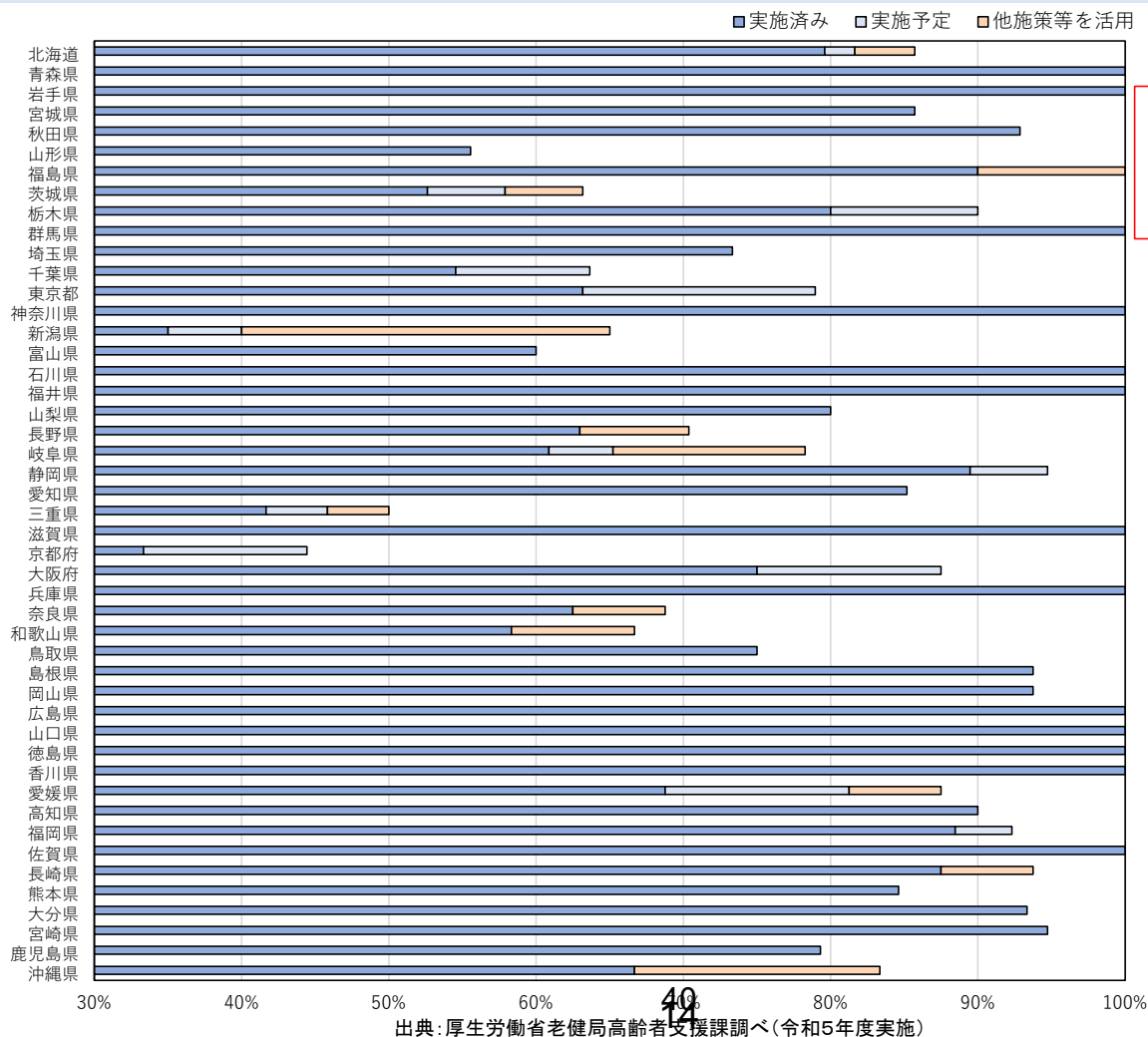
軽費老人ホームの入所率（都道府県別）



養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額の改定状況（処遇改善）（令和5年4月1日時点）



養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額の改定状況（消費税）（令和5年4月1日時点）



老高発0111第1号
令和6年1月11日

都道府県
各 指定都市 養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）

老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム等の適切な運営について

各地方自治体における養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額及び徴収額並びに軽費老人ホームの利用料及び徴収額（以下「老人保護措置費に係る支弁額等」という。）については、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発第0124001号）及び「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成20年5月30日老発第0530003号）において示した「老人保護措置費支弁基準」、「費用徴収基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」を踏まえ、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各自治体において改定されているところであるが、今般、令和6年度介護報酬改定における改定率が公表されたこと等を踏まえ、支弁額等の改定並びに養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について、以下のとおり通知する。都道府県においては、老人保護措置費に係る支弁額等の改定について、管内市区町村に対して、周知をお願いする。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言であることを申し添える。

1 養護老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査の結果について

令和3年度補正予算（令和4年度介護報酬改定）による処遇改善、消費税率の引上げに伴う支弁額等の改定状況については、「養護老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査について」（令和5年4月7日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）により実施したところであるが、その結果は別紙1のとおりである。

については、「実施する見込み」と回答された自治体におかれては、着実に実施いただくとともに、「実施の予定がない」と回答された自治体におかれては、管内の養護老人ホーム又は軽費老人ホームの経営実態や、介護サービスに従事する職員との処遇の違い等の状況を十分考慮した上、支弁額等の改定の必要性を判断いただくようお願いする。

また、消費税率の引上げに伴う支弁額等の改定について、消費税率5%から8%引

上げ分のみ実施（8%から10%は未実施）、消費税率8%から10%引上げ分のみ実施（5%から8%は未実施）と回答された自治体も一定数あることから、このような自治体におかれては、支弁額等の更なる改定について、早急にご対応いただくことを願います。

2 養護老人ホーム等に勤務する職員の処遇改善等に向けた対応について

(1) 介護職員処遇改善支援事業等を踏まえた対応について

昨年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」では、介護分野について、人材確保に向けて賃上げに必要な財政措置を講ずるとされており、11月29日に成立した令和5年度補正予算では、介護職員処遇改善支援事業等により、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げるための措置を行うこととしている。（対象期間：令和6年2月～5月の賃金引上げ分）

養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員は当該事業の対象ではないが、業務内容は介護職員と類似していることから、同様に処遇改善を図ることが必要であるため、各地方自治体において老人保護措置費に係る支弁額等の改定を願います。

また、介護職員処遇改善支援事業等を踏まえた対応について、各地方自治体の判断で令和6年2月より支弁額等の改定を行う、または4ヶ月分に相当する支弁額等の改定を令和6年度中に行うことも可能である。

(2) 令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応について

令和6年度介護報酬改定については、物価高騰や賃金上昇、経営の状況、人材確保の必要性、利用者負担・保険料負担への影響も踏まえ、社会保障審議会介護保険部会及び介護給付費分科会において議論を行ってきたところであるが、今般、改定率については、予算編成過程において別紙2のとおりとなったところである。

サービス種別毎の単位数の改定については今後検討していくこととしているが、老人保護措置費に係る支弁額等についても、今般の介護報酬改定や管内の施設の経営状況、職員の処遇改善の状況等も勘案しつつ、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に資するよう、支弁額等の改定を願います。

特に、近年、支弁額等の改定を行っていない地方自治体におかれては、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、支弁額等の改定に向けた積極的な対応を願います。

また、基準費用額についても増額となり、基準費用額（居住費）を1日あたり60円引き上げること（施行時期：令和6年8月）としていることから、老人保護措置費に係る支弁額のうち、生活費についても改定を願います。

3 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について

養護老人ホーム及び軽費老人ホームがその役割を十分に果たしていくためには、地方財政による支援が不可欠であることから、継続的かつ適時適切な財政支援の実施をお願いします。

また、養護老人ホームの措置状況について、地域によっては定員に対する入所者の割合が必ずしも高くないケースもあることから、入所措置すべき者の適切な把握を行い、管外に所在する養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用など、措置を必要とする者に対する措置制度の適切な活用をお願いします。

4 その他

なお、上記で依頼している補正予算や介護報酬改定に伴い必要となる経費については、令和6年度の地方交付税で措置することとされている。

養護老人ホームに係る経費の地方交付税の算定に際しては、これまでも養護老人ホームの当該年度の4月1日時点の被措置者数に応じた補正を講じているところである。

また、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営や、処遇改善等の改定に伴う所要の経費については、地方交付税措置されているので、各地方自治体においては福祉部（局）のみならず、財政部（局）にも共有をお願いします。

別紙 1

養護老人ホーム、軽費老人ホームに関する実態調査の結果について

1 令和3年度補正予算（令和4年度介護報酬改定）による処遇改善

養護老人ホーム

	令和5年度調査	参考：令和4年度調査
支弁額等の改定実施済み	569 市町村 (75.8%)	256 市町村 (36.0%)
支弁額等の改定を実施する見込み	30 市町村 (4.0%)	348 市町村 (48.9%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	54 市町村 (7.2%)	60 市町村 (8.4%)
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	75 市町村 (10.0%)	39 市町村 (5.5%)
未回答	23 市町村 (3.1%)	8 市町村 (1.1%)

軽費老人ホーム

	令和5年度調査	参考：令和4年度調査
支弁額等の改定実施済み	123 自治体 (96.1%)	64 自治体 (50.0%)
支弁額等の改定を実施する見込み	0 自治体 (0.0%)	60 自治体 (46.9%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	2 自治体 (1.6%)	1 自治体 (0.8%)
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	2 自治体 (1.6%)	3 自治体 (2.3%)
未回答	1 自治体 (0.8%)	—

2 消費税率の引上げに伴う改定

	養護老人ホーム	軽費老人ホーム
支弁額等の改定実施済み	589 市町村 (78.4%)	116 自治体 (90.6%)
支弁額等の改定を実施する見込み	18 市町村 (2.4%)	1 自治体 (0.8%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	21 市町村 (2.8%)	3 自治体 (2.3%)
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	92 市町村 (12.3%)	7 自治体 (5.5%)
未回答	31 市町村 (4.1%)	1 自治体 (0.8%)

	養護老人ホーム	軽費老人ホーム
消費税率 5 → 8% 引上げ分のみ実施 (8 → 10% は未実施)	15 市町村 (2.5%)	1 自治体 (0.9%)
消費税率 8 → 10% 引上げ分のみ実施 (5 → 8% は未実施)	191 市町村 (32.4%)	53 自治体 (45.7%)
消費税率 5 → 10% (5 → 8 → 10%) 引上げ分を実施	379 市町村 (64.3%)	61 自治体 (52.6%)
未回答	4 市町村 (0.7%)	1 自治体 (0.9%)

別紙2

介護報酬改定について

12月20日の予算大臣折衝を踏まえ、令和6年度の介護報酬改定は、以下のとおりとなった。

改定率 +1.59%

(内訳)

介護職員の処遇改善分 +0.98% (令和6年6月施行)

その他の改定率(※) +0.61%

※賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準

また、改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果として+0.45%相当の改定が見込まれ、合計すると+2.04%相当の改定となる。

事務連絡
令和6年3月26日

各都道府県・指定都市・中核市
養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当課（室）御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例等について

平素より老人福祉行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームにつきましては、「老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム等の適切な運営について」（令和6年1月11日老高発0111第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）（以下、「通知」という。）において、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営や、勤務する職員の処遇改善を図ることができるよう、各自治体における老人保護措置費に係る支弁額等の改定をお願いしております。

今般、老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例並びに改定に向けてのQ&Aについて、別添のとおりまとめましたので、改定に当たってのご参考としていただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、本事務連絡について、管内市区町村に対して、周知をお願いいたします。

(別添1)

老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例

1 各種改定に向けた基本的な考え方

養護老人ホームについては、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」(平成18年1月24日老発第0124001号)の別紙1「老人保護措置費支弁基準」により、また、軽費老人ホームについては、「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」(平成20年5月30日老発第0530003号)の別紙「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」により、支弁額や利用料等を示している。

一般財源化されて以降、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各自治体において、随時、改定が行われているところであるが、改定の参考となるよう、支弁額等について、増額する費目や増額幅の計算方法の改定例を以下のとおり示すものである。

2 介護職員処遇改善支援事業等を踏まえた対応

(1) 基本的な考え方等について

昨年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」では、介護分野について、人材確保に向けて賃上げに必要な財政措置を講ずるとされており、11月29日に成立した令和5年度補正予算では、介護職員処遇改善支援事業等により、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を2%程度(月額平均6,000円相当)引き上げるための措置を行うこととしている。(対象期間：令和6年2月～5月の賃金引上げ分)

養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員は当該事業の対象ではないが、業務内容は介護職員と類似していることから、同様に処遇改善を図ることが必要である。

そのため、令和3年度補正予算(令和4年度介護報酬改定)による処遇改善と同じく、養護老人ホームの一般事務費や軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額、あるいは既に設定されている処遇改善加算等を「(2)支弁額等の増額幅について」で示した計算方法のとおり増額することが考えられる。

(2) 支弁額等の増額幅について

基本的には、養護老人ホームに交付される老人保護措置費に係る支弁額や軽費老人ホームにおける事務費が、職員1人当たり月額6,000円分増額されるようにすることが必要であり、それを入所者1人当たりの支弁額(措置費)等でみたときに、どの程度増額するべきかを考える必要がある。

このため、具体的には、次のような考え方によって求めたウの額を入所者1人当たりの一般事務費等に加算することが考えられる。

ア 対象職員数(月平均)

各月の職員数(養護老人ホームにおいては支援員、軽費老人ホームにおいては介護職

員の数。いずれも常勤換算した数とする。) から、特定施設入居者生活介護を担当する職員数(常勤換算)を除いた数を求め、それを12ヶ月分合計した上で12で除して、「対象職員数(月平均)」を求める。

イ 処遇改善総額(月額)

「対象職員数(月平均)」×6,000円により、「処遇改善総額(月額)」を求める。

ウ 対象入所者1人当たりの処遇改善額(月額)

「処遇改善総額(月額)」を「対象入所者数(一般入所者数)」で除すことによって「対象入所者1人当たりの処遇改善額(月額)」を求める。

エ 「対象入所者数」については、次の点に留意する必要がある。

(ア) 入所者数の年間の延べ実入所日数から特定施設入居者生活介護の対象となる入所者数の年間の延べ実入所日数を除いた分を求め、それを365で除して、「対象入所者数(年平均)」を求める。

(イ) 対象入所者数(年平均)に毎年変動がある場合は、直近数年間の平均や今後の見込み数によって調整する。

(ウ) 各自治体の老人保護措置費支弁基準が、入所者数の10人刻みなどのランクで定められている場合、実際の入所者が各ランクの最低人数となった場合であっても、職員1人当たり月額6,000円の処遇改善が実現できるように試算をすることが適当である。

3 令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応

(1) 基本的な考え方等について

令和6年度介護報酬改定については、物価高騰や賃金上昇、経営の状況、人材確保の必要性、利用者負担・保険料負担への影響も踏まえ、社会保障審議会介護保険部会及び介護給付費分科会において議論を行ってきたところであるが、改定率については、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、全体で+1.59%となり、そのうち、介護職員の処遇改善分+0.98%(施行時期:令和6年6月)、その他分の改定率として+0.61%(施行時期:令和6年4月又は6月)になったところである。

また、基準費用額については、令和4年の家計調査において、高齢者世帯の光熱・水道費は令和元年家計調査に比べると上昇しており、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点や、令和5年度介護経営実態調査の費用の状況等を総合的に勘案し、基準費用額(居住費)を1日あたり60円引き上げること(施行時期:令和6年8月)としている

今後、生産年齢人口の減少や高齢単身世帯の増加などの人口構造の変化に伴い、社会的孤立の問題等が顕在化し、介護ニーズや介護以外の生活課題を抱える低所得の高齢者が一層増加することが見込まれる。このような状況の中、居宅での生活が困難な低所得の高齢者の受け皿として、措置施設である養護老人ホームや無料又は低額な料金で入所が可能な軽費老人ホームが果たすべき役割はますます重要なものになるが、独立行政法人福祉医療機構の調査(※)によると、養護老人ホーム・軽費老人ホームの経営状況は悪化しているとされている。

そのため、老人保護措置費に係る支弁額等についても、今般の介護報酬改定や管内の施設の経営状況、職員の処遇改善の状況等も勘案しつつ、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に資するよう改定を図ることが必要である。

(※) 2021 年度 サービス活動増減差額比率 () については前年度の数值。)

養護老人ホーム (一般型養護) $\Delta 0.9\%$ (0.2%)

ケアハウス (一般型) 0.2% (3.1%)

なお、調査結果の全体については、以下の独立行政法人福祉医療機構のホームページに掲載されている。

<https://www.wam.go.jp/hp/keiei-report-r5/>

(2) 支弁額等の増額幅について

① 処遇改善分について (令和 6 年 6 月以降実施)

処遇改善分については、「2 介護職員処遇改善支援事業等を踏まえた対応」と同じく、養護老人ホームの一般事務費や軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額、あるいは既に設定されている処遇改善加算等を増額することが考えられる。

具体的には、次のような考え方によって求めた額を入所者 1 人当たりの一般事務費等に加算することが考えられる。

- ・ 処遇改善総額 (月額) については、養護老人ホームの老人保護措置費に係る事務費や、軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用のうち、一般入所者の利用分に係る費用の 1.16% (※) に相当するものとする。具体的な計算方法等については、以下のア及びイのとおりとする。
- ・ 2(2)ウと同様の方法によって、対象入所者 1 人当たりの処遇改善額 (月額) を求める。また、対象入所者数の留意点についても、2(2)エと同様である。

なお、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成 20 年厚生労働省令第 107 号)の第 11 条第 8 項等を踏まえ、軽費老人ホームの介護職員等の配置がされていない場合は、一般事務費等に加算をしない。

(※) 介護報酬改定と同じく、老人保護措置費に係る事務費等の処遇改善分の改定率も 0.98%とした場合、加算の対象とはならない特定施設入居者生活介護の利用者の事務費等も考慮し、乗じる割合を 1.16%としている。

ア 養護老人ホーム

毎月の支弁額のうち、以下の事務費の合計 $\times 1.16\%$ (0.0116) によって「処遇改善総額」(月額)を求める。

- ・ 一般事務費
- ・ 特別事務費 (民間施設給与等改善費、降灰除去費、除雪費、介護保険料加算、介護サービス利用者負担加算を除く。)

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けている養護老人ホームの場合、特定施設

入居者生活介護の対象となる利用者分の事務費については除外する。その場合、一般事務費の基本分の単価については、従前の入所者数区分のものを継続する。

(例) 特定施設入居者生活介護の指定を受けており、入所者数が一般 30 人、特定 20 人、合計 50 人の場合、基本分については 41 人～50 人の単価で、30 人を乗じたもので処遇改善額を計算する。

- ・基本分 $75,800 \text{ 円} \times 30 \text{ 人} = 2,274,000 \text{ 円}$
- ・支援員分 $31,800 \text{ 円} \times 30 \text{ 人} = 954,000 \text{ 円}$
- ・処遇改善額 $(2,274,000 + 954,000) \times 1.16\% (0.0116) = 37,445 \text{ 円}$

※ 一般事務費の金額として、老人保護措置費支弁基準の数値を例示しているが、実際の計算は各自治体が定めている単価に、「②その他分について(令和 6 年 4 月以降実施)」で示している改定を反映させたものに基づいて実施するほか、特別事務費を加えること。

イ 軽費老人ホーム

施設に対する補助(年間)のうち、以下のサービスの提供に要する費用の合計 $\times 1.16\%$ (0.0116) $\div 12$ によって「処遇改善総額」(月額)を求める。

- ・サービスの提供に要する基本額
- ・各種加算額等(民間施設給与等改善費、降灰除去費、除雪費を除く)

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームの場合、特定施設入居者生活介護の対象となる利用者分の事務費については除外する。その場合、基本額の共通職員分の単価については従前の入所者数区分のものを継続する。

(例) 特定施設入居者生活介護の指定を受けており、入所者数が一般 30 人、特定 20 人、合計 50 人の場合、共通職員分については 41 人～50 人の単価で、30 人を乗じたもので処遇改善額を計算する。

- ・共通職員分 $46,100 \text{ 円} \times 30 \text{ 人} = 1,383,000 \text{ 円}$
- ・一般入所者に対する介護職員 $21,100 \text{ 円} \times 30 \text{ 人} = 633,000 \text{ 円}$
- ・処遇改善額 $(1,383,000 + 633,000) \times 1.16\% (0.0116) = 23,386 \text{ 円}$

※ サービスの提供に要する基本額として、軽費老人ホーム利用料等取扱基準の数値を例示しているが、実際の計算は各自治体が定めている単価に、「②その他分について(令和 6 年 4 月以降実施)」で示している改定を反映させたものに基づいて実施するほか、各種加算額等を加えること。

②その他分について(令和 6 年 4 月以降実施)

令和 6 年度介護報酬改定においては、介護職員以外の賃上げが可能となるよう、+0.61%の改定財源について、基本報酬に配分することとしていることから、養護老人ホームの一般事務費や軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額についても、同様に増額することが考えられる。

具体的には、養護老人ホーム一般事務費基準額(月額)や軽費老人ホームのサービスの

提供に要する費用（月額）の単価について、それぞれ一律に0.61%分引き上げる（単価＋単価×0.0061）。また、各種加算等のうち、単価を定めているものについても、同様に0.61%分引き上げる。なお、一般事務費等の単価については、特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合、特別養護老人ホームに併設されている場合等、様々な種別が設定されているが、いずれの場合においても、0.61%分の引上げを想定している。

③ 基準費用額（居住費）の見直しを踏まえた対応（令和6年8月以降実施）

光熱・水費の増加等に伴う基準費用額の1日あたり60円の引上げを踏まえた対応については、老人保護措置費に係る支弁額のうち、生活費について改定をすることが考えられる。

具体的には、生活費のうち一般生活費について月額にて示していることから、一月あたりの金額として一律に1,824円を引き上げる。

(別添2)

老人保護措置費に係る支弁額等の改定に向けたQ&Aについて

Q1 介護職員処遇改善支援事業等を踏まえた対応について、いつから実施することが考えられるか。

A 通知に記載のとおり、各自治体のご判断で、令和6年2月から実施することは可能である。また、令和6年度介護報酬改定の処遇改善分による対応を6月から実施する場合でも、通知に記載のとおり、令和6年度中に4カ月分に相当する改定を行う（上乘せを行う、2カ月延長する）ことについては、各自治体の判断で可能である。

Q2 軽費老人ホームにおける生活費についても、養護老人ホームと同額程度の改定を実施すべきか。

A 軽費老人ホームにおける生活費については、食材料費及び共用部分の光熱水費に限るとされている。一方、養護老人ホームの老人保護措置費の生活費や、介護保険サービスの基準費用額では、このような限定を設けてはいないことを踏まえる必要がある。

ただし、軽費老人ホームにおける生活費についても、これまでと同様に、施設の経営状況や社会情勢や利用者の負担状況等を勘案して、見直しの必要性について検討をお願いする。

Q3 処遇改善について、令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応を実施した場合、令和3年度補正予算（令和4年度介護報酬改定）を踏まえた対応は終了してもよいのか。

A 令和3年度補正予算（令和4年度介護報酬改定）を踏まえた対応については、令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応を実施した場合でも、引き続き実施をしていただきたい。

Q4 養護老人ホームの生活費のうち、地区別冬季加算、入院患者日用品費、期末加算などの各種加算についても、引上げを行うべきか。

A 令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応としては、生活費のうち一般生活費の引上げをお願いしているところであるが、その他の項目、加算についても、施設の経営状況や地域の実情を踏まえ、見直しの必要性について検討をしていただきたい。

Q5 管内施設の経営状況の把握について、どのような方法が考えられるか。

A 収支計算書やその他の資料（人件費や光熱費の推移等が分かるもの）等を施設より提出させた上で、経営状況の分析や評価等を行うことが考えられる。具体的には、提出された収支計算書等に基づき、施設や関係団体等と意見交換を行い、入居者等に対する支援の状況や地域における課題・ニーズ等を確認した上で、施設の経営の安定化に向けて検討すること等が考えられる。

Q6 過去の消費税率改定への対応や令和3年度補正予算（令和4年度介護報酬改定）による処遇改善が未実施な場合、どのように対応すべきか。

A 消費税率引き上げや処遇改善に伴う所要の経費については、従前より地方交付税措置されていることから、未対応の自治体におかれては併せて対応していただきたい。

Q7 令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応について、通知では「特に、近年、支弁額等の改定を行っていない地方自治体におかれては、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、支弁額等の改定に向けた積極的な対応をお願いする」とあるが、どのように考えるべきか。

A 本事務連絡では、介護職員処遇改善支援事業等や令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応等を行う際に、地方自治体における改定作業が円滑に行われるよう、改定の例を示したものであるが、これまでもお願いしているとおり、地方自治体における改定については、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に資することが必要と考える。

そのため、近年改定を行っていない地方自治体におかれては、社会経済情勢や地域の実情等の変化を十分に勘案し、Q5で示している、収支計算書等の提出、施設や関係団体等との意見交換等を通じた経営状況の把握などをより丁寧に行った上で、更なる対応も含めて、適切な運営に資する改定の検討をお願いする。

なお、地方交付税の算定における養護老人ホーム被措置者数1人当たり単価については、近年、以下のような推移となっているので、検討に際しては参考にされたい。

（参考）地方交付税の算定における養護老人ホーム被措置者数1人当たり単価の推移

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2,633千円	2,657千円	2,723千円	2,831千円	2,898千円

⑤R7年3月のみ(0.61%、1.16%、入所者処遇特別加算)version
施設別事務費支弁基準額(一般分:障害者等加算がない対象者分)

施設の種類 施設名	養護老人ホーム 聖三ツツホーム	定員	50 (内、一般20)	事務費 その他	生活費 乙地	民間施設給与等 改善費区分	12.10年 B 16.3%	適用 区分	令和6年8月1日~
前年度事務費 (月額)	一般	156,990	17,000	11,940	1,750	28,230	750,000×1.38=1,035,000÷12÷50 =1,725⇒1,730円 (10円未満切上げ) 1,730+1,730×0.0061= 1,740.55⇒1,750円	民間施設給与等改善費 管理費	乙地 76,220円
	特別事務費	251,102	17,000	11,940	1,750	28,230	750,000×1.38=1,035,000÷12÷50 =1,725⇒1,730円 (10円未満切上げ) 1,730+1,730×0.0061= 1,740.55⇒1,750円	民間施設給与等改善費 管理費	乙地 76,220円
人件費	225,228	25,874	156,990	11,940	1,750	28,230	750,000×1.38=1,035,000÷12÷50 =1,725⇒1,730円 (10円未満切上げ) 1,730+1,730×0.0061= 1,740.55⇒1,750円	民間施設給与等改善費 管理費	乙地 76,220円
管理費	251,102	25,874	156,990	11,940	1,750	28,230	750,000×1.38=1,035,000÷12÷50 =1,725⇒1,730円 (10円未満切上げ) 1,730+1,730×0.0061= 1,740.55⇒1,750円	民間施設給与等改善費 管理費	乙地 76,220円
合計	181,790	225,228	25,874	156,990	1,750	28,230	750,000×1.38=1,035,000÷12÷50 =1,725⇒1,730円 (10円未満切上げ) 1,730+1,730×0.0061= 1,740.55⇒1,750円	民間施設給与等改善費 管理費	乙地 76,220円

【1.16%分引上げについて】
入所者50名(うち一般入所者20名、特定入所者30名)の特定施設
(基本分) 1,053,300 (97,600+7,700) 円×2.0名=2,106,000円
(支拂員分) 66,600 (57,300+9,300) 円×2.0名=1,332,000円
(特別事務費) 障害者等加算48,450円+施設機能強化推進費1,750円+夜勤
体制加算11,940円+入所者処遇特別加算28,230円(3月時の分)
(2,106,000円+1,332,000円+48,450円+11,940円+28,230円)×1.16%(0.0116)=40,929.09(処遇改善総額×月額)
(10円未満切上げ)
処遇改善総額(月額)÷対入所者数(一般入所者数)=対入所者一
人当りの処遇改善総額(月額)
=2,088.2
⇒2,090円

施設の種類 施設名	養護老人ホーム 聖三ツツホーム	定員	50 (内、一般20)	事務費 その他	生活費 乙地	民間施設給与等 改善費区分	12.10年 B 16.3%	適用 区分	令和6年8月1日~
前年度事務費 (月額)	一般	156,990	17,000	11,940	1,750	28,230	34,890×1.38=48,148.2⇒48,150円 (10円未満切上げ) 48,150+48,150×0.0061=4 8,443.7⇒48,450円	民間施設給与等改善費 管理費	乙地 76,220円
	特別事務費	307,449	17,000	11,940	1,750	28,230	34,890×1.38=48,148.2⇒48,150円 (10円未満切上げ) 48,150+48,150×0.0061=4 8,443.7⇒48,450円	民間施設給与等改善費 管理費	乙地 76,220円
人件費	279,976	27,473	156,990	11,940	1,750	28,230	34,890×1.38=48,148.2⇒48,150円 (10円未満切上げ) 48,150+48,150×0.0061=4 8,443.7⇒48,450円	民間施設給与等改善費 管理費	乙地 76,220円
管理費	307,449	27,473	156,990	11,940	1,750	28,230	34,890×1.38=48,148.2⇒48,150円 (10円未満切上げ) 48,150+48,150×0.0061=4 8,443.7⇒48,450円	民間施設給与等改善費 管理費	乙地 76,220円
合計	222,365	279,976	27,473	156,990	1,750	28,230	34,890×1.38=48,148.2⇒48,150円 (10円未満切上げ) 48,150+48,150×0.0061=4 8,443.7⇒48,450円	民間施設給与等改善費 管理費	乙地 76,220円

施設の種類 施設名	養護老人ホーム 聖三ツツホーム	定員	50 (内、一般20)	事務費 その他	生活費 乙地	民間施設給与等 改善費区分	12.10年 B 16.3%	適用 区分	令和6年8月1日~
前年度事務費 (月額)	一般	97,600	7,700	11,940	1,750	28,230	5,500×1.38=7,590⇒7,600円 (10円未満切上げ) 7,600+7,600×0.0061=7,646.3⇒7,700円 +支拂員分6,600×1.38=9,108⇒9,200円 9,200+9,200×0.0061=9,256.1⇒9,300円 (10円未満切上げ) =17,000円	民間施設給与等改善費 管理費	乙地 76,220円
	特別事務費	171,215	7,700	11,940	1,750	28,230	5,500×1.38=7,590⇒7,600円 (10円未満切上げ) 7,600+7,600×0.0061=7,646.3⇒7,700円 +支拂員分6,600×1.38=9,108⇒9,200円 9,200+9,200×0.0061=9,256.1⇒9,300円 (10円未満切上げ) =17,000円	民間施設給与等改善費 管理費	乙地 76,220円
人件費	156,908	14,307	97,600	11,940	1,750	28,230	5,500×1.38=7,590⇒7,600円 (10円未満切上げ) 7,600+7,600×0.0061=7,646.3⇒7,700円 +支拂員分6,600×1.38=9,108⇒9,200円 9,200+9,200×0.0061=9,256.1⇒9,300円 (10円未満切上げ) =17,000円	民間施設給与等改善費 管理費	乙地 76,220円
管理費	171,215	14,307	97,600	11,940	1,750	28,230	5,500×1.38=7,590⇒7,600円 (10円未満切上げ) 7,600+7,600×0.0061=7,646.3⇒7,700円 +支拂員分6,600×1.38=9,108⇒9,200円 9,200+9,200×0.0061=9,256.1⇒9,300円 (10円未満切上げ) =17,000円	民間施設給与等改善費 管理費	乙地 76,220円
合計	123,874	156,908	14,307	97,600	1,750	28,230	5,500×1.38=7,590⇒7,600円 (10円未満切上げ) 7,600+7,600×0.0061=7,646.3⇒7,700円 +支拂員分6,600×1.38=9,108⇒9,200円 9,200+9,200×0.0061=9,256.1⇒9,300円 (10円未満切上げ) =17,000円	民間施設給与等改善費 管理費	乙地 76,220円

一般生活費について
55,231円×115%=63,516円
①案 63,516×120%=76,219
⇒76,220円(小数点切り上げ)
②案 50,210円(従前の単価)×1.38=
69,289.8
⇒69,290円
③案 特養と同様に1,824円(365日÷12
=30.4日)30.4×60円=1,824
63,516+1,824=65,340
⇒65,340円
※社会情勢及び施設よりの提出資料内容
より①案が妥当である。
加えて、20240326事務連絡0Aの04のAに
より、「その他の項目、加算について
も、施設の経営状況や地域の実情を踏ま
え、算定の必要性について検討をし
ていただきたい。」ということから以下
のように「1.38倍」にて増額計算としま
す
○被服費加算(4月1日現在)
1,000円⇒1,380円
○期末加算(12月1日現在)
4,510円⇒6,230円
○冬季加算(11月~3月)
1,880円⇒2,600円
○病弱者加算(一人当たり)
13,160円⇒18,170円(基準額)
○入院患者日用品費(基準額)
23,150円⇒31,950円
○入院患者日用品費(冬期加算)
1,000円⇒1,380円
○加算の特例(限度額)
22,500円⇒31,100円
※各々10円又は100円以下切り上げ

参考:生活費
一般生活費
被服費加算(4月1日現在) 1,380円
期末加算(12月1日現在) 6,230円
冬季加算(11月~3月) 2,600円
病弱者加算(一人当たり) 18,170円
入院患者日用品費(基準額) 31,950円
入院患者日用品費(冬期加算) 1,380円
加算の特例(限度額) 31,100円
人件費+管理費⇒215,910円①
【156,990円+17,000円+11,940円+28,230円+1,750
円】
※民間給与改善費(小数点切り捨て)
人件費
基本分 ①×13%=28,068円
管理費 ①×2%=4,318円
基本分 ①×1%=2,159円
特別加算 ①×0.3%=647円
SP設置加算

※入所者処遇特別加算は、3月分支弁費に加算
1,016,000×1.38=1,402,080÷50=28,041.6
⇒28,050円(10円未満切り上げ)
28,050+28,050×0.0061=28,221.1⇒28,230円

人件費+管理費 264,360円②
【156,990円+17,000円+48,450円+11,940円+28,230円+
1,750円】
※民間給与改善費(小数点切り捨て)
人件費
基本分 ②×13%=34,366円
管理費 ②×2%=5,287円
基本分 ②×1%=2,643円
特別加算 ②×0.3%=793円
SP設置加算

人件費+管理費 147,220円③
【97,600円+7,700円+11,940円+28,230円+1,750円】
※民間給与改善費(小数点切り捨て)
人件費
基本分 ③×13%=19,138円
管理費 ③×2%=2,944円
基本分 ③×1%=1,472円
特別加算 ③×0.3%=441円
SP設置加算

④R6年8月～(0.61%、1.16%)※処遇改善6000円終了) version
施設別事務費支弁基準額(一般分:障害者等加算がない対象者分)

施設の種類 施設名	養護老人ホーム 聖ヨゼフホーム		50 (内、一般20)		12.10年 B 16.3%		令和6年8月1日～	
	事務費	生活費	その他	乙地	適用	区分	事務費	生活費
前年度事務費	(月額)	(月額)	158,156	218,259	193,317	24,942	156,980	193,317
一般	医師	管理費	17,000					
障害者等加算	夜勤体制加算	泊インの士上費	11,940					
入所者処遇特別加算	障害者等加算	人件費						
入所者処遇特別加算	障害者等加算	ポインの士上費						
単身赴任手当加算	障害者等加算	夜勤体制加算						
単身赴任手当加算	障害者等加算	泊インの士上費						
施設機能強化推進費	障害者等加算	夜勤体制加算						
民間施設給与等改善費 管理費	障害者等加算	泊インの士上費						
特別加算	障害者等加算	夜勤体制加算						
特別加算	障害者等加算	泊インの士上費						
特別加算	障害者等加算	夜勤体制加算						
特別加算	障害者等加算	泊インの士上費						
特別加算	障害者等加算	夜勤体制加算						
特別加算	障害者等加算	泊インの士上費						
特別加算	障害者等加算	夜勤体制加算						

【1.16%分引上げについて】
入所者50名(うち一般入所者20名、特定入所者30名)の特定施設
(基本分) 1,053,300(97,600+7,700)円×20名=2,106,000円
〔支援員分〕66,600(57,300+9,300)円×20名=1,332,000円
〔特別事務費〕障害者等加算48,450円+施設機能強化推進費1,750円+夜勤
体制加算11,940円+入所者処遇特別加算(3月時の分)
(2,106,000円+1,332,000円+48,450円+1,750円+11,940円)×
1.16%(0.0116)=-40,601.6(処遇改善総額※月額)
(10円未満切上げ)

処遇改善総額(月額) ÷ 対象入所者数(一般入所者数) = 対象入所者一
人当りの処遇改善総額(月額)
= 2,071.9
= 2,080円

40,610 ÷ 19.6

基本分 5,500 × 1.38 = 7,590 ⇒ 7,600円
7,600 + 7,600 × 0.0061 = 7,646.3 ⇒ 7,700円
(10円以下切上げ)
+ 支援員分6,600 × 1.38 = 9,108 ⇒ 9,200円
9,200 + 9,200 × 0.0061 = 9,256.1 ⇒ 9,300円
(10円以下切上げ)
= 17,000円

5,154,000 × 1.38 = 7,112,520 ⇒ 7,120 ÷ 50 = 142.4
⇒ 14,860 (10円未満切上げ)
14,860 + 11,860 × 0.0061 = 11,932.3 ⇒ 11,940円

参考:生活費
一般生活費 乙地 76,220円
被服費加算(4月1日現在) 1,380円
期未加算(12月1日現在) 6,230円
冬季加算(11月~3月) 2,600円
障害者加算(一人当たり) 18,170円
入院患者日用品費(基準額) 31,950円
入院患者日用品費(冬期加算) 1,380円
加算の特例(限度額) 31,100円

人件費+管理費 ⇒ 187,670円 ①
【156,980円+17,000円+11,940円+1,750円】
※民間給与改善費(小数点切り捨て)
人件費 ① × 13% = 24,397円
管理費 ① × 2% = 3,753円
基本分 ① × 1% = 1,876円
特別加算 ① × 0.3% = 563円
SP設置加算 ① × 0.3% = 563円

一般生活費について
55,231円 × 115% = 63,516円
①案 63,516 × 120% = 76,219
⇒ 76,220円(小数点切り上げ)
②案 50,210円(従前の単価) × 1.38 = 69,289.8
⇒ 69,290円
③案 特養と同様に1,824円(365日 ÷ 12
= 30.4日) 30.4 × 60円 = 1,824
63,516 + 1,824 = 65,340
⇒ 65,340円

※社会情勢及び施設よりの提出資料内容
より①案が妥当である。
加えて、20240326事務連絡0Aの04のAに
より、「その他の項目、加算について
も、施設の経営状況や地域の実情を踏ま
え、見直しの必要性について検討をし
ていただきたい。」ということから以下
のように「1.38倍」にて増額計算としま
す
○ 被服費加算(4月1日現在)
1,000円 ⇒ 1,380円
○ 期未加算(12月1日現在)
4,510円 ⇒ 6,230円
○ 冬季加算(11月~3月)
1,880円 ⇒ 2,600円
○ 障害者加算(一人当たり)
13,160円 ⇒ 18,170円
○ 入院患者日用品費(基準額)
23,150円 ⇒ 31,950円
○ 入院患者日用品費(冬期加算)
1,000円 ⇒ 1,380円
○ 加算の特例(限度額)
22,500円 ⇒ 31,100円
※各々100円又は100円以下切り上げ

施設別事務費支弁基準額(一般分:障害者等加算対象者分)

施設の種類 施設名	養護老人ホーム 聖ヨゼフホーム		50 (内、一般20)		12.10年 B 16.3%		令和6年8月1日～	
	事務費	生活費	その他	乙地	適用	区分	事務費	生活費
前年度事務費	(月額)	(月額)	198,734	274,606	248,065	26,541	156,980	218,259
一般	医師	管理費	17,000					
障害者等加算	夜勤体制加算	泊インの士上費	48,450	11,940				
入所者処遇特別加算	障害者等加算	ポインの士上費						
入所者処遇特別加算	障害者等加算	夜勤体制加算						
単身赴任手当加算	障害者等加算	泊インの士上費						
単身赴任手当加算	障害者等加算	夜勤体制加算						
施設機能強化推進費	障害者等加算	泊インの士上費						
民間施設給与等改善費 管理費	障害者等加算	泊インの士上費						
特別加算	障害者等加算	夜勤体制加算						
特別加算	障害者等加算	泊インの士上費						
特別加算	障害者等加算	夜勤体制加算						
特別加算	障害者等加算	泊インの士上費						
特別加算	障害者等加算	夜勤体制加算						
特別加算	障害者等加算	泊インの士上費						
特別加算	障害者等加算	夜勤体制加算						

基本分 5,500 × 1.38 = 7,590 ⇒ 7,600円
7,600 + 7,600 × 0.0061 = 7,646.3 ⇒ 7,700円
(10円以下切上げ)
+ 支援員分6,600 × 1.38 = 9,108 ⇒ 9,200円
9,200 + 9,200 × 0.0061 = 9,256.1 ⇒ 9,300円
(10円以下切上げ)
= 17,000円

34,890 × 1.38 = 48,148.2 ⇒ 48,150円
(10円未満切上げ)
48,150 + 48,150 × 0.0061 = 48,443.7 ⇒ 48,450円

施設別事務費支弁基準額(要支援・要介護該当者分)

施設の種類 施設名	養護老人ホーム 聖ヨゼフホーム		50 (内、一般20)		12.10年 B 16.3%		令和6年8月1日～	
	事務費	生活費	その他	乙地	適用	区分	事務費	生活費
前年度事務費	(月額)	(月額)	100,240	138,382	125,008	13,374	97,600	125,008
一般	医師	管理費	7,700					
障害者等加算	夜勤体制加算	泊インの士上費	11,940					
入所者処遇特別加算	障害者等加算	ポインの士上費						
入所者処遇特別加算	障害者等加算	夜勤体制加算						
単身赴任手当加算	障害者等加算	泊インの士上費						
単身赴任手当加算	障害者等加算	夜勤体制加算						
施設機能強化推進費	障害者等加算	泊インの士上費						
民間施設給与等改善費 管理費	障害者等加算	泊インの士上費						
特別加算	障害者等加算	夜勤体制加算						
特別加算	障害者等加算	泊インの士上費						
特別加算	障害者等加算	夜勤体制加算						
特別加算	障害者等加算	泊インの士上費						
特別加算	障害者等加算	夜勤体制加算						
特別加算	障害者等加算	泊インの士上費						
特別加算	障害者等加算	夜勤体制加算						

基本分 70,300 × 1.38 = 97,014 ⇒ 97,000円
97,000 + 97,000 × 0.0061 = 97,591.7 ⇒ 97,600円
(10円以下切上げ)
⇒ 97,600円
+ 支援員分41,200 × 1.38 = 56,856 ⇒ 56,900円
56,900 + 56,900 × 0.0061 = 57,247.09 ⇒ 57,300円
(10円以下切上げ)
= 154,900円 + 2,080円(1.16%分)
= 156,980円

基本分 5,500 × 1.38 = 7,590 ⇒ 7,600円
7,600 + 7,600 × 0.0061 = 7,646.3 ⇒ 7,700円
(10円以下切上げ)
= 7,700円

人件費+管理費 236,120円 ②
【156,980円+17,000円+48,450円+11,940円+1,750円】
※民間給与改善費(小数点切り捨て)
人件費 ② × 13% = 30,695円
管理費 ② × 2% = 4,722円
基本分 ② × 1% = 2,361円
特別加算 ② × 0.3% = 708円
SP設置加算 ② × 0.3% = 708円

人件費+管理費 118,990円 ③
(97,600円+7,700円+11,940円+1,750円)
※民間給与改善費(小数点切り捨て)
人件費 ③ × 13% = 15,468円
管理費 ③ × 2% = 2,379円
基本分 ③ × 1% = 1,189円
特別加算 ③ × 0.3% = 356円
SP設置加算 ③ × 0.3% = 356円

③R6年6月～(0.61%)、処遇改善6000円、1.16%) version
施設別事務費支弁基準額(一般分:障害者等加算がない対象者分)

施設の種類 施設名	養護老人ホーム 聖三ツツホーム		定員	50 (内、一般20)		事務費 その他	生活費 乙地	12.10年 B 16.3%	適用 区分	令和6年6月1日～	
	前年度事務費 (月額)	令和6年度事務費 (月額)		一般事務費	特別事務費						
158,156	219,398	157,960	157,960	157,960	157,960	17,000	11,940	1,750	30,748	特別加算 基本分	565 (0.3%)
<p>一般事務費</p> <p>人件費 一般 157,960 医師 157,960</p> <p>管理費 7,000</p> <p>障害者等加算 11,940</p> <p>夜勤体制加算 11,940</p> <p>ボイラ-技士雇上費 11,940</p> <p>入所者処遇特別加算 11,940</p> <p>単身赴任手当加算 11,940</p> <p>施設強化推進費 1,750</p> <p>民間施設給与等改善費 管理費 基本分 3,773 (1%) 特別加算 1,886 (0.3%)</p> <p>人件費 基本分 24,524 (13%と2%の計15%) 特別加算 30,748</p> <p>【157,960円+17,000円+11,940円+1,750円】</p> <p>※民間給与改善費(小数点切り捨て) 人件費 ①×13%=24,524円 管理費 ①×2%=3,773円 基本分 ①×1%=1,886円 特別加算 ①×0.3%=565円 SP設置加算</p>											
<p>【1.16%分引上げに20円】 入所者50名(うち一般入所者20名、特定入所者30名)の特定施設 (基本分) 105,300 (97,600+7,700) 円×2.0名=2,106,000円 [支員員分] 66,600 (57,300+9,300) 円×2.0名=1,332,000円 (特別事務費) 障害者等加算48,450円+施設強化推進費1,750円+夜勤体制加算11,940円+入所者処遇特別加算(3月限のみ) (2,106,000円+1,332,000円+48,450円+11,940円+1,750円) × 1.16% (0.0116) = 40,601.6 (処遇改善総額※月額) (10円未満切り上げ)</p> <p>処遇改善総額(月額) ÷ 対象入所者数(一般入所者数) = 対象入所者一人当たりの処遇改善総額(月額) = 2,071.9 ⇒ 2,080円</p>											

【1.16%分引上げに20円】
入所者50名(うち一般入所者20名、特定入所者30名)の特定施設
(基本分) 105,300 (97,600+7,700) 円×2.0名=2,106,000円
[支員員分] 66,600 (57,300+9,300) 円×2.0名=1,332,000円
(特別事務費) 障害者等加算48,450円+施設強化推進費1,750円+夜勤体制加算11,940円+入所者処遇特別加算(3月限のみ)
(2,106,000円+1,332,000円+48,450円+11,940円+1,750円) ×
1.16% (0.0116) = 40,601.6 (処遇改善総額※月額)
(10円未満切り上げ)

処遇改善総額(月額) ÷ 対象入所者数(一般入所者数) = 対象入所者一人当たりの処遇改善総額(月額)
= 2,071.9
⇒ 2,080円

施設別事務費支弁基準額(一般分:障害者等加算対象者分)

施設の種類 施設名	養護老人ホーム 聖三ツツホーム		定員	50 (内、一般20)		事務費 その他	生活費 乙地	12.10年 B 16.3%	適用 区分	令和6年6月1日～	
	前年度事務費 (月額)	令和6年度事務費 (月額)		一般事務費	特別事務費						
198,734	275,747	157,960	157,960	157,960	17,000	11,940	1,750	38,647	特別加算 基本分	711 (0.3%)	
<p>一般事務費</p> <p>人件費 一般 157,960 医師 157,960</p> <p>管理費 7,000</p> <p>障害者等加算 11,940</p> <p>夜勤体制加算 11,940</p> <p>ボイラ-技士雇上費 11,940</p> <p>入所者処遇特別加算 11,940</p> <p>単身赴任手当加算 11,940</p> <p>施設強化推進費 1,750</p> <p>民間施設給与等改善費 管理費 基本分 4,742 (13%と2%の計15%) 特別加算 2,371 (1%)</p> <p>人件費 基本分 30,823 (13%と2%の計15%) 特別加算 38,647</p> <p>【157,960円+17,000円+48,450円+11,940円+1,750円】</p> <p>※民間給与改善費(小数点切り捨て) 人件費 ②×13%=30,823円 管理費 ②×2%=4,742円 基本分 ②×1%=2,371円 特別加算 ②×0.3%=711円 SP設置加算</p>											
<p>【1.16%分引上げに20円】 入所者50名(うち一般入所者20名、特定入所者30名)の特定施設 (基本分) 105,300 (97,600+7,700) 円×2.0名=2,106,000円 [支員員分] 66,600 (57,300+9,300) 円×2.0名=1,332,000円 (特別事務費) 障害者等加算48,450円+施設強化推進費1,750円+夜勤体制加算11,940円+入所者処遇特別加算(3月限のみ) (2,106,000円+1,332,000円+48,450円+11,940円+1,750円) × 1.16% (0.0116) = 40,601.6 (処遇改善総額※月額) (10円未満切り上げ)</p> <p>処遇改善総額(月額) ÷ 対象入所者数(一般入所者数) = 対象入所者一人当たりの処遇改善総額(月額) = 2,071.9 ⇒ 2,080円</p>											

施設別事務費支弁基準額(要支援・要介護該当者分)

施設の種類 施設名	養護老人ホーム 聖三ツツホーム		定員	50 (内、一般20)		事務費 その他	生活費 乙地	12.10年 B 16.3%	適用 区分	令和6年6月1日～	
	前年度事務費 (月額)	令和6年度事務費 (月額)		一般事務費	特別事務費(各種加算)						
100,240	138,382	97,600	97,600	97,600	7,700	11,940	1,750	19,392	特別加算 基本分	356 (0.3%)	
<p>一般事務費</p> <p>人件費 一般 97,600 医師 97,600</p> <p>管理費 7,700</p> <p>障害者等加算 11,940</p> <p>夜勤体制加算 11,940</p> <p>ボイラ-技士雇上費 11,940</p> <p>入所者処遇特別加算 11,940</p> <p>単身赴任手当加算 11,940</p> <p>施設強化推進費 1,750</p> <p>民間施設給与等改善費 管理費 基本分 2,379 (13%と2%の計15%) 特別加算 1,189 (1%)</p> <p>人件費 基本分 15,468 (13%と2%の計15%) 特別加算 19,392</p> <p>【(97,600円+7,700円+11,940円+1,750円) × 1.16% = 118,990円】</p> <p>※民間給与改善費(小数点切り捨て) 人件費 ③×13%=15,468円 管理費 ③×2%=1,189円 基本分 ③×1%=2,379円 特別加算 ③×0.3%=356円 SP設置加算</p>											
<p>【1.16%分引上げに20円】 入所者50名(うち一般入所者20名、特定入所者30名)の特定施設 (基本分) 105,300 (97,600+7,700) 円×2.0名=2,106,000円 [支員員分] 66,600 (57,300+9,300) 円×2.0名=1,332,000円 (特別事務費) 障害者等加算48,450円+施設強化推進費1,750円+夜勤体制加算11,940円+入所者処遇特別加算(3月限のみ) (2,106,000円+1,332,000円+48,450円+11,940円+1,750円) × 1.16% (0.0116) = 40,601.6 (処遇改善総額※月額) (10円未満切り上げ)</p> <p>処遇改善総額(月額) ÷ 対象入所者数(一般入所者数) = 対象入所者一人当たりの処遇改善総額(月額) = 2,071.9 ⇒ 2,080円</p>											

一般生活費について
55,231円×115%=63,516円
①案 63,516円×120%=76,219円
⇒76,220円(小数点切り上げ)
②案 50,210円(従前の単価) × 1.38 =
69,289.8
⇒69,290円
③案 特養と同様に1,824円(365日÷12
=30.4日) 30.4×60円=1,824円
63,516円+1,824円=65,340円
⇒65,340円

※社会情勢及び施設よりの提出資料内容
より①案が妥当である。

加えて、20240326事務連絡04のAに
より、「その他の項目、加算について
も、施設の経営状況や地域の実情を踏ま
え、見直しの必要性について検討をし
ていただきたい。」ということから以下
のように「1.38倍」にて増額計算としま
す。

○被服費加算(4月1日現在)
1,000円⇒1,380円
○期末加算(12月1日現在)
4,510円⇒6,230円
○冬季加算(11月～3月)
1,880円⇒2,600円
○病弱者加算(一人当たり)
13,160円⇒18,170円
○入院患者日用品費(基準額)
23,150円⇒31,950円
○入院患者日用品費(冬期加算)
1,000円⇒1,380円
○加算の特例(限度額)
22,500円⇒31,100円
※各々10円又は100円以下切り上げ

参考:生活費
一般生活費
被服費加算(4月1日現在) 1,380円
期末加算(12月1日現在) 6,230円
冬季加算(11月～3月) 2,600円
病弱者加算(一人当たり) 18,170円
入院患者日用品費(基準額) 31,950円
入院患者日用品費(冬期加算) 1,380円
加算の特例(限度額) 31,100円

人件費+管理費⇒188,650円 ①
【157,960円+17,000円+11,940円+1,750円】

※民間給与改善費(小数点切り捨て)
人件費 ①×13%=24,524円
管理費 ①×2%=3,773円
基本分 ①×1%=1,886円
特別加算 ①×0.3%=565円
SP設置加算

人件費+管理費 237,100円 ②
【157,960円+17,000円+48,450円+11,940円+1,750円】

※民間給与改善費(小数点切り捨て)
人件費 ②×13%=30,823円
管理費 ②×2%=4,742円
基本分 ②×1%=2,371円
特別加算 ②×0.3%=711円
SP設置加算

人件費+管理費 118,990円 ③
(97,600円+7,700円+11,940円+1,750円)

※民間給与改善費(小数点切り捨て)
人件費 ③×13%=15,468円
管理費 ③×2%=1,189円
基本分 ③×1%=2,379円
特別加算 ③×0.3%=356円
SP設置加算

②R6年4月～(0.61%、処遇改善6000円)version
施設別事務費支弁基準額(一般分:障害者等加算がない対象者分)

施設の種類 施設名	養護老人ホーム 聖三ツブホーム		定員	事務費		生活費 乙地	12.10年 B 16.3%		令和6年4月1日～ 令和6年4月1日～
	50 (内、一般20)	50 (内、一般20)		12.10年 B 16.3%	適用 区分				
前年度事務費 (月額)	216,979	192,074	24,905	155,880	155,880	11,940	1,750	30,409	559 (0.3%)
一般事務費	155,880	155,880		17,000		11,940	1,750	30,409	559 (0.3%)
人件費	155,880	155,880							
管理費	17,000			17,000			1,750		
特別事務費									
入所者処遇特別加算は、3月分支弁費に 加算予定									

一般生活費について
55,231円 × 115% = 63,516円
①案 63,516 × 120% = 76,219
⇒ 76,220円 (小数点切り上げ)

②案 50,210円 (従前の単価) × 1.38 =
69,289.8
⇒ 69,290円

③案 特養と同様に1,824円 (365日 ÷ 12 =
30.4日 30.4 × 60円 = 1,824)
63,516 + 1,824 = 65,340
⇒ 65,340円

※社会情勢及び施設よりの提出資料内容よ
り①案が妥当である。

加えて、20240326事務連絡04のAIによ
り、その他の項目、加算についても、施
設の経営状況や地域の実情を踏まえ、見直
しの必要性について検討をさせていただき
たい。というところから以下のように「1.38
倍」にて増額計算とします。
○被服費加算(4月1日現在)
1,000円 ⇒ 1,380円
○期末加算(12月1日現在)
4,510円 ⇒ 6,230円
○冬季加算(11月～3月)
1,880円 ⇒ 2,600円
○病弱者加算(一人当たり)
13,160円 ⇒ 18,170円
○入院患者日用品費(基準額)
23,150円 ⇒ 31,950円
○入院患者日用品費(冬期加算)
1,000円 ⇒ 1,380円
○加算の特例(限度額)
22,500円 ⇒ 31,100円
※各々10円又は100円以下切り上げ

参考:生活費
一般生活費
乙地 76,220円
被服費加算(4月1日現在) 1,380円
期末加算(12月1日現在) 6,230円
冬季加算(11月～3月) 2,600円
病弱者加算(一人当たり) 18,170円
入院患者日用品費(基準額) 31,950円
入院患者日用品費(冬期加算) 1,380円
加算の特例(限度額) 31,100円

人件費+管理費 ⇒ 186,570円 ①
【155,880円 + 17,000円 + 11,940円 + 1,750円】

※民間給与改善費(小数点切り捨て)
人件費 ① × 13% = 24,254円
基本分 ① × 2% = 3,731円
特別加算 ① × 1% = 1,865円
SP設置加算 ① × 0.3% = 559円

施設別事務費支弁基準額(一般分:障害者等加算対象者分)

施設の種類 施設名	養護老人ホーム 聖三ツブホーム		定員	事務費		生活費 乙地	12.10年 B 16.3%		令和6年4月1日～ 令和6年4月1日～
	50 (内、一般20)	50 (内、一般20)		12.10年 B 16.3%	適用 区分				
前年度事務費 (月額)	198,734	273,327	26,505	155,880	155,880	11,940	1,750	38,307	705 (0.3%)
一般事務費	155,880	155,880		17,000		11,940	1,750	38,307	705 (0.3%)
人件費	155,880	155,880							
管理費	17,000			17,000			1,750		
特別事務費									
入所者処遇特別加算は、3月分支弁費に 加算予定									

基本分 70,300 × 1.38 = 97,014 ⇒ 97,000円
97,000 + 97,000 × 0.0061 = 97,591.7 ⇒ 97,600円
(10円以下切り上げ)
+ 支援員分 41,200 × 1.38 = 56,856 ⇒ 56,900円
56,900 + 56,900 × 0.0061 = 57,247.09 ⇒ 57,300円
+ 処遇改善分 980円
= 155,880円

基本分 5,500 × 1.38 = 7,590 ⇒ 7,600円
7,600 + 7,600 × 0.0061 = 7,646.3 ⇒ 7,700円
(10円以下切り上げ)
+ 支援員分 6,600 × 1.38 = 9,108 ⇒ 9,200円
9,200 + 9,200 × 0.0061 = 9,256.1 ⇒ 9,300円
(10円以下切り上げ)
= 17,000円

基本分 34,890 × 1.38 = 48,148.2 ⇒ 48,150円
(10円未満切り上げ)
48,150 + 48,150 × 0.0061 = 48,443.7 ⇒ 48,450円
8,443.7 ⇒ 48,450円

基本分 70,300 × 1.38 = 97,014 ⇒ 97,000円
97,000 + 97,000 × 0.0061 = 97,591.7 ⇒ 97,600円
(10円以下切り上げ)
+ 支援員分 41,200 × 1.38 = 56,856 ⇒ 56,900円
56,900 + 56,900 × 0.0061 = 57,247.09 ⇒ 57,300円
+ 処遇改善分 980円
= 155,880円

基本分 5,500 × 1.38 = 7,590 ⇒ 7,600円
7,600 + 7,600 × 0.0061 = 7,646.3 ⇒ 7,700円
(10円以下切り上げ)
+ 支援員分 6,600 × 1.38 = 9,108 ⇒ 9,200円
9,200 + 9,200 × 0.0061 = 9,256.1 ⇒ 9,300円
(10円以下切り上げ)
= 17,000円

人件費+管理費 235,020円 ②
【155,880円 + 17,000円 + 48,450円 + 11,940円 + 1,750円】

※民間給与改善費(小数点切り捨て)
人件費 ② × 13% = 30,552円
基本分 ② × 2% = 4,700円
特別加算 ② × 1% = 2,350円
SP設置加算 ② × 0.3% = 705円

施設別事務費支弁基準額(要支援・要介護該当者分)

施設の種類 施設名	養護老人ホーム 聖三ツブホーム		定員	事務費		生活費 乙地	12.10年 B 16.3%		令和6年4月1日～ 令和6年4月1日～
	50 (内、一般20)	50 (内、一般20)		12.10年 B 16.3%	適用 区分				
前年度事務費 (月額)	100,240	138,382	13,374	97,600	97,600	11,940	1,750	19,392	356 (0.3%)
一般事務費	97,600	97,600		7,700		11,940	1,750	19,392	356 (0.3%)
人件費	97,600	97,600							
管理費	7,700			7,700			1,750		
特別事務費									
入所者処遇特別加算は、3月分支弁費に 加算予定									

基本分 70,300 × 1.38 = 97,014 ⇒ 97,000円
97,000 + 97,000 × 0.0061 = 97,591.7
⇒ 97,600円
(10円以下切り上げ)

基本分 5,500 × 1.38 = 7,590 ⇒ 7,600円
7,600 + 7,600 × 0.0061 = 7,646.3 ⇒ 7,700円
(10円以下切り上げ)

基本分 70,300 × 1.38 = 97,014 ⇒ 97,000円
97,000 + 97,000 × 0.0061 = 97,591.7
⇒ 97,600円
(10円以下切り上げ)

基本分 5,500 × 1.38 = 7,590 ⇒ 7,600円
7,600 + 7,600 × 0.0061 = 7,646.3 ⇒ 7,700円
(10円以下切り上げ)

人件費+管理費 118,990円 ③
(97,600円 + 7,700円 + 11,940円 + 1,750円)

※民間給与改善費(小数点切り捨て)
人件費 ③ × 13% = 15,468円
基本分 ③ × 2% = 2,379円
特別加算 ③ × 1% = 1,189円
SP設置加算 ③ × 0.3% = 356円

①基本形(1.38倍) version

施設別事務費支弁基準額(一般分:障害者等加算がない対象者分)

施設の種類	施設名	令和6年度事務費	令和6年度事務費	令和6年度事務費	令和6年度事務費	令和6年度事務費	令和6年度事務費	令和6年度事務費	令和6年度事務費	令和6年度事務費	令和6年度事務費	令和6年4月1日~							
養護老人ホーム	聖ヨゼフホーム	214,326	189,717	24,609	153,900	153,900	18,860	11,860	1,730	30,036	1,842	552							
(月額)	(月額)	(月額)	(月額)	(月額)	一般	医師	管理費	障害者等加算	夜勤体制加算	ボイラ-技士雇上費	入所者処遇特別加算	単身赴任手当加算	施設機能強化推進費	SP設置加算	民間施設給与等改善費	人件費	管理費	特別事務費	
158,156							16,800	48,150	11,860	5,154,000×1.38=7,112,520	7,112,520÷12÷50=11,854.2	11,854.2	1,730						
										5,154,000×1.38=7,112,520	7,112,520÷12÷50=11,854.2								
										5,154,000×1.38=7,112,520	7,112,520÷12÷50=11,854.2								
基本分	70,300×1.38=97,014	70,300×1.38=97,014	24,609	153,900						70,300×1.38=97,014	70,300×1.38=97,014								
+支援員分	41,200×1.38=56,856	41,200×1.38=56,856	24,609	153,900															

施設別事務費支弁基準額(一般分:障害者等加算対象者分)

施設の種類	施設名	令和6年度事務費	令和6年度事務費	令和6年度事務費	令和6年度事務費	令和6年度事務費	令和6年度事務費	令和6年度事務費	令和6年度事務費	令和6年度事務費	令和6年度事務費	令和6年4月1日~						
養護老人ホーム	聖ヨゼフホーム	270,326	244,127	26,199	153,900	153,900	48,150	11,860	1,730	37,886	2,324	697						
(月額)	(月額)	(月額)	(月額)	(月額)	一般	医師	管理費	障害者等加算	夜勤体制加算	ボイラ-技士雇上費	入所者処遇特別加算	単身赴任手当加算	施設機能強化推進費	SP設置加算	民間施設給与等改善費	人件費	管理費	特別事務費
198,734							16,800	48,150	11,860	34,890×1.38=48,148.2	48,148.2	48,148.2	1,730					
										34,890×1.38=48,148.2	48,148.2							
										34,890×1.38=48,148.2	48,148.2							
基本分	70,300×1.38=97,014	70,300×1.38=97,014	26,199	153,900						70,300×1.38=97,014	70,300×1.38=97,014							
+支援員分	41,200×1.38=56,856	41,200×1.38=56,856	26,199	153,900														

施設別事務費支弁基準額(要支援・要介護該当者分)

施設の種類	施設名	令和6年度事務費	令和6年度事務費	令和6年度事務費	令和6年度事務費	令和6年度事務費	令和6年度事務費	令和6年度事務費	令和6年度事務費	令和6年度事務費	令和6年度事務費	令和6年4月1日~						
養護老人ホーム	聖ヨゼフホーム	137,452	124,224	13,228	97,000	97,000	7,600	11,860	1,730	19,262	1,181	354						
(月額)	(月額)	(月額)	(月額)	(月額)	一般	医師	管理費	障害者等加算	夜勤体制加算	ボイラ-技士雇上費	入所者処遇特別加算	単身赴任手当加算	施設機能強化推進費	SP設置加算	民間施設給与等改善費	人件費	管理費	特別事務費
100,240							7,600	7,600	11,860	137,452	137,452	137,452	1,730					
基本分	70,300×1.38=97,014	70,300×1.38=97,014	13,228	97,000						70,300×1.38=97,014	70,300×1.38=97,014							
+支援員分	41,200×1.38=56,856	41,200×1.38=56,856	13,228	97,000														

一般生活費について
 55,231円×115%=63,516円
 ①案 63,516×120%=76,219
 ⇒76,220円(小数点切り上げ)
 ②案 50,210円(従前の単価)×1.38=
 69,289.8
 ⇒69,290円
 ③案 待養と同様に1,824円(365日÷12=
 30.4日 30.4×60円=1,824)
 63,516+1,824=65,340
 ⇒65,340円

※社会情勢及び施設よりの提出資料内容よ
 り①案が妥当である。
 加えて、20240326事務連絡04の04のAによ
 り、「その他の項目、加算についても、施設
 の経営状況や地域の実情を踏まえ、見直
 しの必要性について検討をさせていただきた
 い。」ということで増額計算とします。
 ○被服費加算(4月1日現在)
 1,000円⇒1,380円
 ○期末加算(12月1日現在)
 4,510円⇒6,230円
 ○冬季加算(11月~3月)
 1,880円⇒2,600
 ○病弱者加算(一人当たり)
 13,160円⇒18,170円
 ○入院患者日用品費(基準額)
 23,150円⇒31,950円
 ○入院患者日用品費(冬期加算)
 1,000円⇒1,380円
 ○加算の特例(限度額)
 22,500円⇒31,100円
 ※各々10円又は100円以下切り上げ

人件費+管理費⇒184,290円 ①
 【153,900円+16,800円+11,860円+1,730円】
 ※民間給与改善費(小数点切り捨て)
 人件費
 基本分 ①×13%=23,957円
 管理費 ①×2%=3,685円
 基本分 ①×1%=1,842円
 特別加算 ①×0.3%=552円
 SP設置加算 ①×0.3%=552円

人件費+管理費 232,440円 ②
 【153,900円+16,800円+48,150+11,860円+1,730円】
 ※民間給与改善費(小数点切り捨て)
 人件費 ②×13%=30,217円
 管理費 ②×2%=4,648円
 基本分 ②×1%=2,324円
 特別加算 ②×0.3%=697円
 SP設置加算 ②×0.3%=697円

人件費+管理費 118,190円 ③
 (97,000円+7,600円+11,860円+1,730円)
 民間給与改善費(小数点切り捨て)
 人件費 ③×13%=15,364円
 基本分 ③×2%=2,363円
 管理費 ③×1%=1,181円
 特別加算 ③×0.3%=354円
 SP設置加算 ③×0.3%=354円

知っていますか？

地域共生社会の実現に向けた 養護老人ホーム 活用ハンドブック

活用しましょう!!

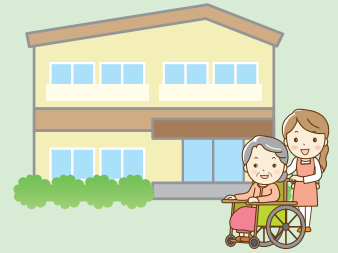


ハンドブックについて

- このハンドブックは、地域共生社会の実現に向けて、①行政や、②地域（医療）連携室などの医療機関、③社会福祉協議会や地域包括支援センター、民生委員など地域の関係者の方々が、養護老人ホームを知り、養護老人ホームをより活用していただけるよう、それぞれ項目別にまとめたものです。
- 特色のある6つの事例を紹介しています。養護老人ホームが単に施設入所だけではなく、地域活動や地域支援に取り組んでいる姿と、地域での活動を実践するためのヒントを提示しています。
- 行政や施設の関係者だけではなく、地域住民の方や地域において福祉に携わっていらっしゃる方にも、広く養護老人ホームを知っていただければ幸いです。

養護老人ホームとは？

- 養護老人ホームは基本的に、現在の環境（人的、住環境的等）での生活が難しく、経済的にも課題がある65歳以上の高齢者が市区町村の措置^{そち}によって入所できる施設です。
- 食事サービスや機能訓練、その他の日常生活に必要な便宜を提供することにより、入所された方が自立した生活を送れるように支援します。
- 養護老人ホームへの入所については市区町村長の措置^{そち}（行政処分）決定が必要です。特別養護老人ホームとは施設と利用者との直接契約で入所ができる点で異なります。



どんな人が対象なの？

養護老人ホームの入所者像（一部）

独居の高齢者	要支援者（要支援認定を受けている方）	ホームレスの方
無年金など経済的に困窮した方	要介護者（要介護認定を受けている方）	以前に犯罪を犯した方
虐待を受けている高齢者	賃貸住宅から立ち退きを受けた方	他の法律に基づく施設に入所できない高齢者
身体的な障がいをお持ちの方	認知症や精神的な障がいをお持ちの方	

※このほか、緊急を要する短期入所など、例外的な入所もあります。

では、具体的にはどういう人が入所しているの？



自営業の息子さん家族と生活していたAさん。息子さんの家業が行き詰まり、息子さんとAさんの関係が悪化。息子さんはAさんに手を上げるようになってしまいました。自宅での生活に不安を感じたAさんは家を出てしまい警察が保護。市役所の担当者との面談のうえ、自宅での生活が困難と市が判断し、養護老人ホームへ入所となりました。

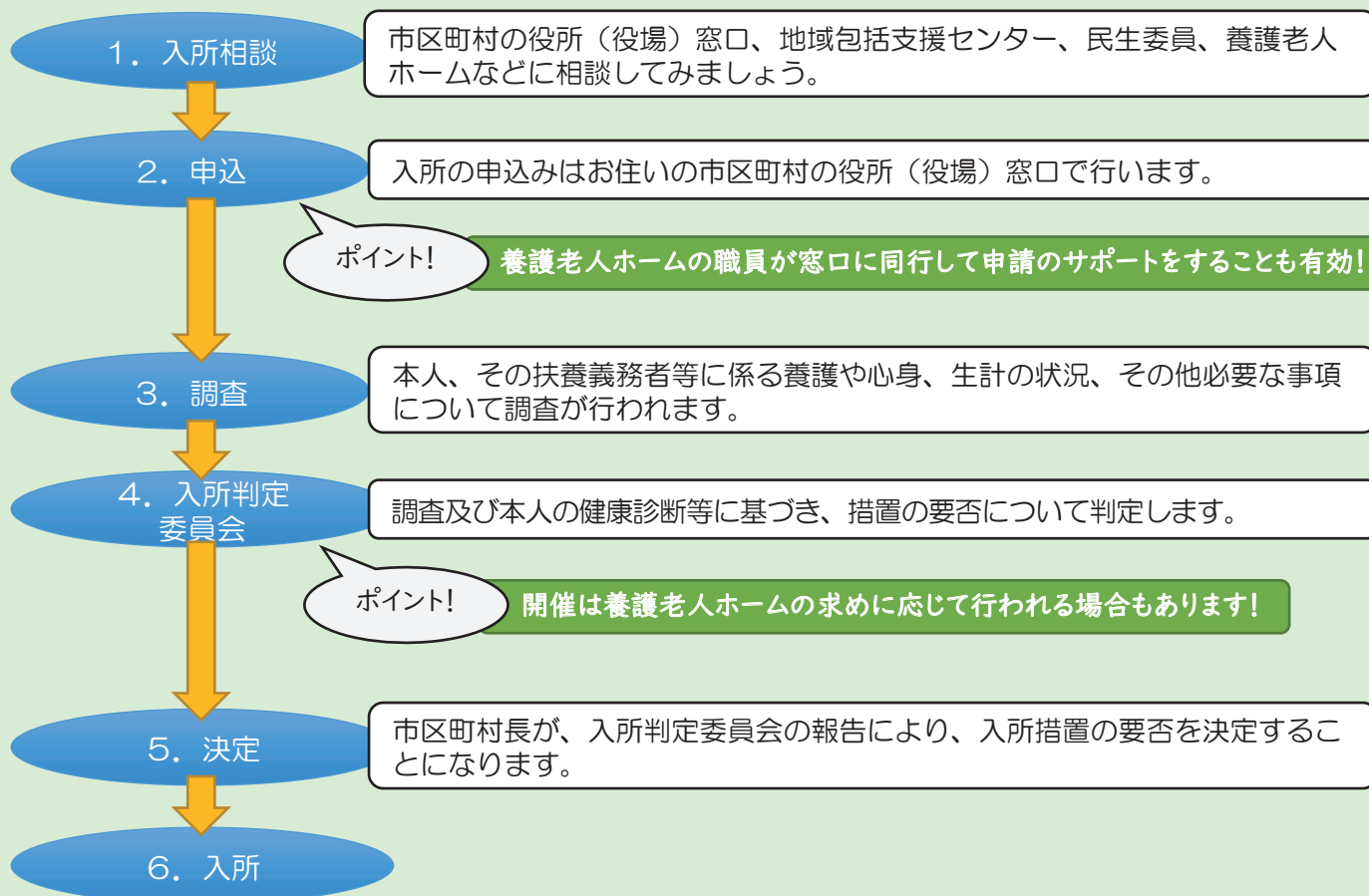
入所後はAさんと息子さんの関係を市担当者が調整し、数か月後にAさんは息子さん家族と再度生活するようになりました。

在宅で一人で生活していたBさんは、軽い認知症を発症。生活への不安からか在宅生活に必要な年金を担保としてお金を借りたうえ、そのお金を生活費以外に使ってしまいました。生活が困難となったBさんは市役所に相談し、市が在宅での生活は困難と判断して、養護老人ホームへ入所となりました。

入所後、借りたお金の返済は終わりましたが、認知症も徐々に進行していることから、養護老人ホームでの生活を継続することとなりました。



入所までの流れは？



※入所までの流れなど具体的な内容については、お住まいの市区町村またはお近くの養護老人ホームへお問い合わせください。

費用はどれくらいかかるの？

- 費用は前年度の収入によって段階的に変わり、概ね「0～14万円程度」になります。
- 「要支援」や「要介護」の認定を受けている入所者が、個別に介護サービスを契約して利用することや、その施設が「特定施設入居者生活介護*」の指定を受けている場合はその施設で介護保険のサービスを受けられますが、その分の費用（本人負担分）が必要となります。費用については、お住まいの市区町村またはお近くの養護老人ホームへお問い合わせください。

*「特定施設入居者生活介護」とは、入所されている要介護者に対して、介護サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上ならびに療養上の支援、機能訓練等を行うことです。

入所する方法は他にあるの？

- 養護老人ホームへの入所は、基本的に市区町村の措置によりますが、住まいの確保や地域共生社会の実現の観点から、その養護老人ホームの定員の20%以内において、「契約入所」による受け入れを行っている施設もあります。
- 例えば、デイサービスの利用者の家族が体調を崩し、自宅での生活が困難となったため、特別養護老人ホームへの入居が決まるまで入所したケースや、豪雪地域において冬に自宅で生活することに不安があるため、雪解けの時期になるまで入所しているケースがあります。

※契約入所の実施の有無は養護老人ホームによって異なり、すべての施設で実施しているわけではありません。また、措置入所が前提で、措置入所が必要な者に支障を及ぼさないよう配慮したうえで、受入に余力がある養護老人ホームの場合に限ります。

※市区町村には①入所措置すべき者の適切な把握、②入所判定委員会の定期的な開催、③所在地以外の養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用など、必要な者への措置制度の適切な活用が求められています。（「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について」（老高発0702第1号 厚生労働省老健局高齢者支援課長通知））

養護老人ホームと行政

措置制度ってなに？

- 「措置」制度とは、行政（市区町村）が入所を希望する人や入所を必要と判断した人に、どのような支援が適切かを判断してサービスなどを行う制度です。特別養護老人ホームは施設と利用者の契約によりますが、養護老人ホームの場合は市区町村が委託して入所することとなり、市区町村長の決定が必要です。

よくある質問

Q：要介護や要支援など、要介護認定を受けている場合でも入所（申請）はできますか？

Q：要介護認定を受けている人は入れないと聞きましたが、本当に入所できないのですか？

A：要介護認定を受けていても、入所（申請）はできます。現在の老人福祉法では入所要件を「環境上の理由及び経済的理由」としています。これは「身体上若しくは精神上」の理由は問わないという趣旨で、「身体上若しくは精神上」の理由を有する方を措置（入所）の対象外とするものではありません。



国からの財政的な措置はないの？

- 入所者からの費用を除き、養護老人ホームに措置された方に対して、その市区町村が負担する費用（養護老人ホーム保護費負担金）は従来、国庫負担金として市区町村へ予算化されてきましたが、その後の地方分権により平成17年度から一般財源化され、現在は地方交付税により国から市区町村へ財政的な措置が行われています。
- この養護老人ホーム保護費負担金等は、地方交付税を算定するために必要な人口や面積などの単位費用を計上して、養護老人ホームの被措置者数などに応じて補正を行い、各市区町村の需要額を算定しています。

養護老人ホームが期待されることは？

- 市区町村が養護老人ホームへ期待することとして、今後の高齢者支援では「DVや虐待被害を受けた高齢者の緊急的な保護（シェルター）」、これからの地域共生社会の実現に向けてでは「相談を受け止める役割（断らない・他へつなげる相談支援）」が最も期待されています。

【今後の高齢者支援において養護老人ホームへ期待する役割】（上位3つ）

①DVや虐待被害を受けた高齢者の緊急的な保護（シェルター）	93.0%
②困難な生活課題を抱える高齢者への入所等支援	92.4%
③家族からの支援を期待することが困難な高齢者への入所支援	89.4%

【地域共生社会の実現に向けて養護老人ホームへ期待する役割】（上位3つ）

①相談を受け止める役割（断らない・他へつなげる相談支援）	68.5%
②孤独を防ぎ、社会とのつながりを回復する参加支援の役割	65.5%
③支援を必要とする人とつながり続ける支援を担う役割	58.3%

〔事例1〕 要介護認定（要介護2）を受けている方の措置入所 — 養護老人ホーム A園（岐阜県） —

入所に至った経緯

Aさんは、母親が亡くなってからは独居生活を送っていましたが、外出先で転倒して骨折し、入院した頃から認知症の進行が顕著にみられるようになりました。退院後は在宅への復帰は困難と判断されて有料老人ホームへ入居されましたが、精神面で不安定となり、乱暴な行為や施設を無理やり出ていこうとする行為から、その有料老人ホームを退所し、自宅に戻りました。

自宅では、デイサービスとヘルパーサービスを利用して常時支援を受ける環境で独居生活を継続していました。しかし、外出しても迷子となって帰宅できずに警察へ保護され、また物忘れもひどく、家事なども十分ではないなど、独居生活の継続は困難と思われる問題が多数みられるようになりました。この時、Aさんは80歳代で、「要介護2」の要介護認定を受けていました。

こうした認知症状の悪化により、Aさんの家族が担当のケアマネージャーへ相談し、そのケアマネージャーから施設へ相談がありました。また、Aさんを担当していたヘルパーからも、在宅での生活は困難であり、早期の施設入所が望まれるとの連絡もありました。

このような経緯から、家族も早く入所させたいとの意向が強く、Aさんの状態から養護老人ホームへの入所が適当との判断から、施設への措置入所となりました。

入所後の様子

Aさんは入所した当初、帰宅願望から精神的に不安定となることもありましたが、それまで利用していたデイサービスへ週1回通い、家族の方にも週1回程度の面会をお願いし、馴染みのある家族やデイサービス職員とのつながりを継続しました。また、入所する1か月前から施設で昼食を取る機会を設け、施設の環境や職員に慣れる時間を作りました。そうしたことから、Aさんも徐々に安定し、落ち着いた生活を送ることができています。

ポイント!

要介護3以上の方を受け入れている施設もあります。

〔事例2〕 虐待（身体的）による緊急入所 — 養護老人ホーム B園（北海道） —

入所に至った経緯

BさんはA県に生まれた後、B県へ転居し、結婚して2子をもうけた後にC市にて暮らしていました。子どもたちが独立し、夫と死別した後、単身でD県に転居し、その後、E市で長男家族と同居生活を送っていました。

長男家族との同居生活を始めた5年後、Bさんの友人であるCさんが、Bさんと久しぶりに会った際、Bさんから同居家族より暴力を振るわれているとの訴えがあり、身体にあざもあったことから、Cさんは地域包括支援センターへ相談しました。相談を受けた地域包括支援センターと市役所の保健師がBさんと面会し、その後も接触を続けたところ、同居家族と別居する意志が固いことを確認し、養護老人ホームへの入所申請を行いました。

しかし、その入所手続の期間中、CさんからBさんが同居家族から暴力を受けたとの相談が再びあり、緊急受入として対応、その後に養護老人ホームへの措置入所となりました。

入所後の様子

Bさんは80歳代でしたが、介護保険は未申請で、身体状況は自立している方でした。認知面は年齢相応でしたが、コミュニケーション能力は高く、施設職員との会話もスムーズでした。

Bさんは入所後、施設での生活にも慣れて、活動的かつ落ち着いて過ごしています。虐待が解消されたことで「安心した」との声も聞かれ、表情も和らんでいます。行政と地域包括支援センターがBさんの長男家族と話し合った結果、そのうちの家族が身元引受人となり、入所後に何度かBさんへ面会に訪れています。

行政、地域包括支援センター、養護老人ホームが連携し、それぞれに責務を果たしたことにより、養護者であるBさんと虐待を行ってしまっていた家族と適切な距離感を保ちつつ、施設職員による見守りのもと、高齢者の尊厳を守ることができました。

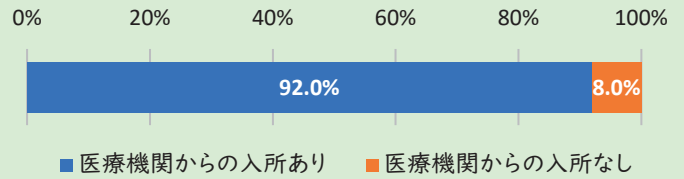
ポイント!

この他にも経済的虐待や介護放棄、ホームレスなどの緊急的な一時保護による入所もあります。

養護老人ホームと地域（医療）連携室

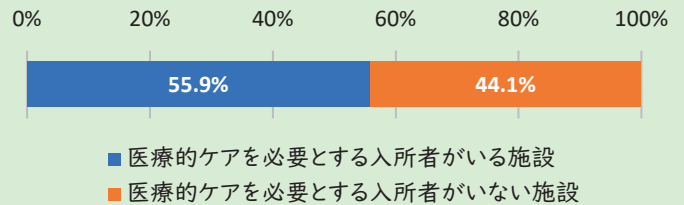
医療機関からは入所しているの？

○9割以上の養護老人ホームには、医療機関から入所している方がいます。



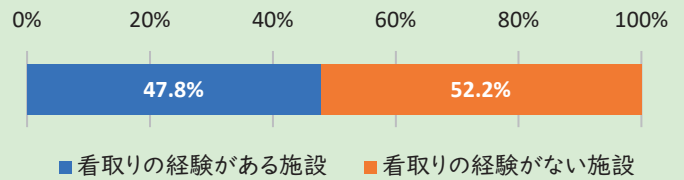
医療的ケアが必要な入所者はいるの？

○半数以上の養護老人ホームでは、医療的ケアを必要としている方が生活しています。

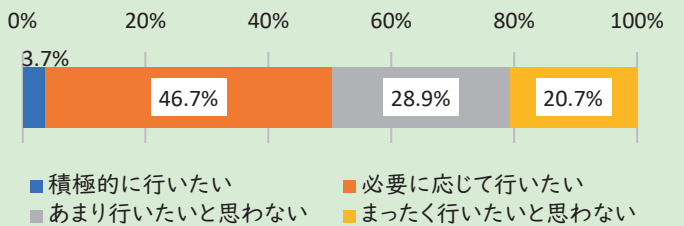


看取りは行っているの？

○約半数の養護老人ホームでは、看取りを行ったことがあります。



○約半数の養護老人ホームが今後、看取りに取り組む意向があります。



[出典:令和2年度老人保健事業推進費等補助金「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームのあり方に関する調査研究事業」調査報告書]

措置入所と契約入所のちがいは？

- 養護老人ホームへの入所は基本的に措置入所によるもので、申込や調査などの必要な手続きを経た後、必要な方に対して市区町村長の決定により市区町村が養護老人ホームに委託して入所することとなります(2ページ参照)。
- その中で、措置入所が必要な者に支障を及ぼさないように配慮したうえで、受入に余力がある場合に限り、居住に課題を抱える方への活用として、養護老人ホームと入所者の直接契約による入所(契約入所)もあり、退院された方などによる利用例があります。

CASE1

心不全で入院していた60歳代の男性は、退院後に自分で食事や健康の管理が難しく、家族からの援助も期待できずに経済的に厳しい状況にあったことから、養護老人ホームへ措置入所となりました。

CASE2

糖尿病の悪化で入院した70歳代の男性は、退院後すぐに自宅での生活は難しく、同居する家族への負担も大きいことから、利用可能な施設が決まるまでの間、養護老人ホームへ契約により入所しました。

CASE3

80歳代の女性は、病院を退院後に本人の希望で自宅で生活していましたが、同居していた家族より介護が大変との相談があり、特別養護老人ホームへの入所が決まるまで契約により入所しました。

※ただし、契約入所はすべての養護老人ホームで行っているわけではありません。また、契約に関する書類や利用料金等は、契約入所を実施している養護老人ホームによって異なります。

〔事例3〕 地域（医療）連携室からの相談による措置入所 — 養護老人ホーム C園（福岡県） —

地域（医療）連携室との連携

月1回程度、施設のパンフレットを持参して地域（医療）連携室を訪問し、養護老人ホームの周知のために制度や仕組みを説明しつつ情報収集を行い、関係づくりに努めています。そうしたことから、地域（医療）連携室より退院できる状態の患者が退院後の自宅での生活に困難があり、入所できる施設を探しているとの問い合わせや、介護施設には該当しないが帰る家も行き場もなく困っているなど、退院予定の患者に関する相談が寄せられるようになりました。入所に至らないケースもありますが、その場合は別のところにつなぎ、以前と比べて措置入所に該当しそうな方の相談が頻繁になりました。また、施設見学も随時行っており、地域（医療）連携室の方にも積極的に見学してもらい、養護老人ホームがどのような施設なのか、入所者の生活の様子など、その生活環境も理解してもらっています。

入所に至った事例の経緯

60歳代のAさんはB県で生まれ、高校を卒業後、建築関係の会社をいくつか経た後に独立し、大工として自営業を営んでいました。結婚はするも子どもはおらず、離婚して独居生活となった後、施設所在地のC市へ移住し、日雇いの仕事をしながら生活していました。

その後、慢性心不全で緊急入院し、改善が見られたために退院許可となりましたが、自分で食事や健康の管理は難しく、仕事にも就けないために経済的にも厳しい状況でした。親族はいるものの姉とは疎遠であり、近くに住んでいる妹にはこれまで何度も金銭的要求をしていたため、妹からの援助も難しく、戻る家もない状況でした。そうしたことから、地域（医療）連携室より施設へ相談があり、生活相談員と家族とで市役所へ相談に行き、入所を申請しました。

入所後の入所者の様子

入所された当初は、他の入所者との年齢差があり、なじむまでに時間がかかりましたが、徐々に職員にも心を開き、積極的に話をするようになりました。自転車で近隣まで散歩に出かけて気分転換を図り、規律を守りつつ楽しみながら生活しています。入所後は家族への金銭的要求もなく、家族との関係も良好です。

ポイント!

養護老人ホームへの入所の場合、まずは養護老人ホームの生活相談員へお尋ねください。

〔事例4〕 地域（医療）連携室からの契約入所 — 養護老人ホーム D園（山梨県） —

入所に至った経緯

Aさん（70歳代、男性）はB県で内縁の方と生活していましたが、脳梗塞により失語症も併発しました。そのため、入院により治療を行い、その後はリハビリテーション病院へ転院しましたが、自宅で同居していた方も高齢のため、退院後のAさんの面倒を見るのが難しい状況でした。

そこで、病院の地域（医療）連携室の生活相談員がAさんの親族を探したところ、山梨県内に親族のCさんがいることが分かり、Cさんも「Aさんが県内にいる状況であれば協力できる」とのことでした。しかし、両者は長年、交流がない状態で、CさんもAさんの状況を把握しておらず、退院後すぐに同居することに不安を感じていました。

そうしたことから、地域（医療）連携室の生活相談員は、Aさんの状態から養護老人ホームへの入所が妥当と考え、Cさんのいる山梨県内の施設を探していました。ただし、B県から県外への措置はできず、施設所在地の自治体でも措置はできない状況でしたが、個人による契約であれば可能とのこと、契約による入所となりました。

入所後の入所者の様子

Aさんは入所後、施設での生活にすぐに慣れ、簡単な会話であれば口頭で受け答えもでき、日常生活において施設職員はAさんへ声掛けを行う程度でほぼ自立した生活を送っていました。親族であるCさんもAさんの様子を見て、同居することができると判断し、自宅を改修して生活環境を整備しました。その後、Aさんは退所されてCさんと一緒に穏やかな生活を送っています。

ポイント!

諸事情からすぐに措置入所が難しい場合、契約入所の後に措置入所となるケースもあります。

※事例1～4につきましては、個人情報保護の観点から施設名を伏せていただきました。

養護老人ホームと地域共生社会

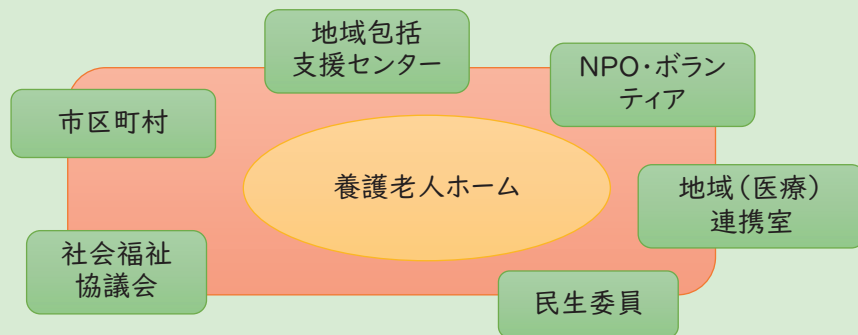
地域共生社会ってなに？

○「地域共生社会」とは次のように示されています*。

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

*「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめより。

○この「地域共生社会」の実現をめざし、養護老人ホームは行政や社会福祉協議会、民生委員などの関係機関と連携して、地域の高齢者の生活を守ります。



地域の高齢者の不安とは？

○地域で暮らす高齢者の不安には、例えば、次のようなことがあげられます。

○こうした地域の高齢者に関する不安(または高齢者が抱える困りごと)について、「地域共生社会」の実現に向けて、養護老人ホームが解決の糸口となれる場合があります。



養護老人ホームはどこにあるの？

○養護老人ホームは全国で947施設あります（2020年4月現在*）。

○全国の1,741市区町村のうち、養護老人ホームは689市区町村に所在しています*。

○お住まいの市区町村に養護老人ホームが所在していない場合でも、近隣の市区町村には所在していますので、まずはお住まいの市区町村や地域包括支援センター、お近くの養護老人ホームなどへお気軽にお問い合わせください。

*各都道府県や指定都市などのホームページ掲載の施設一覧における集計結果によります（2020年4月現在）。

[事例5] 空き家を活用した生活困窮者への支援 — 養護老人ホーム常楽荘(大分県豊後大野市) —



空き家を借り上げて運営している「くすのきハウス」



元気になって労働者として配食をお手伝いする入居者

活動のきっかけと経緯

常楽荘のある豊後大野市は、県下でも高齢化率がとても進んでおり、施設へ入所される高齢者も多くいる地域です。法人では、平成21年4月に市から養護老人ホームが譲渡されて以来、事業を運営していく中で、施設への入所に依存するのではなく、在宅での生活を継続するために何かできることがあるのではないかと考えて、市と協議を重ねてきました。

そこで、厚生労働省の「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」に応募し、平成26年度から3か年で事業を実践してきました。平成29年度からは市の独自事業として委託を受けて事業活動に取り組んでいます。

活動の目的と概要

活動の対象は、介護保険の入り口付近にいる方で、生活力が低下してしまい、不安定な生活を送っている人々であり、「施設じゃなくても地域で暮らせる」を合言葉に共同生活を開始するというもので、空き家を活用した低所得高齢者等への生活支援です。地域の方々との関わりを大切にしながら、地域住民として暮らしていくことを目標としています。

施設に近く、タイムリーに生活支援ができる範囲で、それぞれ「くすのきハウス1」「くすのきハウス2」と名付けられた2つの空き家に、対象となる方が入れ替わりながら、常時2~4名の方が同居されています(この他にも民家ではない2つの「くすのきハウス」があります)。

施設の職員は「くすのきハウス」に常駐はしていませんが、その日の生活状況の確認や血圧測定などの健康管理、施設での食事の提供、ハウスの清掃など、必要最低限な生活支援のほか、地域の行事への同行などを行っています。

活動の運営方法

「くすのきハウス」への入所は、まず窓口である市の高齢者福祉課へ申し込み、関係者による「くすのきハウス」への入所判定会議で決定します。費用は1日1,900円ですが、減免となる場合もあります。また、市が事務局となり、医療をはじめとした幅広い関係者で構成される「企画委員会」にて、この活動の具体的な運営内容が協議されます。そのほか、法人が事務局となり、「くすのきハウス」のある自治会長や民生委員など、直接関係している方々で構成された「運営委員会」にて、「くすのきハウス」の住人への具体的な支援内容や入居後の報告等が行われています。

さらに、近年では市の担当者や包括支援センターの職員、相談者などが一同に会して入所を検討する仕組みができ、これらの委員会や会議により、困っている「今」に即、対応できる支援づくり体制が築かれています。

事業に係る費用は市からの委託金の他、施設の負担分もありますが、それらは公益的活動に位置付けています。

活動の成果

奥様に先立たれてごみ屋敷と化してしまったご自宅に住んでいた方や、アルコール依存症などから家族とは絶縁状態となり、借金を抱えていた方など、それまでの生活で困窮されていた方々が「くすのきハウス」に入居されています。

全く知らない者同士の共同生活の中で、衣食住の環境が整うと元気を取り戻し、地域での草刈りや剪定作業、施設内の畑での野菜の栽培、グループホームやデイサービスセンターへの配食のお手伝いなど、労働者として地域に出かけて作業をしています。夢も希望も潰えた人々に再生の機会を提供することができ、再び輝ける人生を送られています。また、職員自らの仕事に対する自己評価にもつながっています。

今後の展望

現在、「くすのきハウス」では週1回、地域住民の方々へサロンとしてリビングを開放し、「くすのきハウス」の住人や施設の入所者も参加しています。職員による生活支援以外でも、地域の方々が見守ってくれています。今後も、地域で安心して暮らせるよう、市や関係者、地域と連携・協力しながら、地域で生活に困窮している方々への支援を続けていきます。この活動を通して、養護老人ホームの持つ本来の役割や機能が、改めて地域の中で評価されるはず です。



養護老人ホームの地域における活動の意義

どうして施設が地域で活動するの？

- 平成28年度の社会福祉法改正により、社会福祉法人は「地域における公益的な取組」を責務となりました。
- 高齢者をはじめ子どもや障がい者などすべての人々が地域で暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うことのできる「地域共生社会」の実現がうたわれています。
- 社会福祉法人の公益的な性格から、入所者の福祉ニーズに対応することはもちろん、今ある制度で対応が難しい地域のニーズを積極的に把握して、地域の関係者などと連携を図りながら対応していくことが求められます。
- 養護老人ホームが考える施設の役割として、今後「DVや虐待被害を受けた高齢者の緊急的な保護（シェルター）」、「相談を受け止める役割」が最も担うべき役割と捉えています。

【今後の高齢者支援において養護老人ホームが担うべきと考える役割】（上位3つ）

①DVや虐待被害を受けた高齢者の緊急的な保護（シェルター）	97.9%
②困難な生活課題を抱える高齢者への入所等支援	96.9%
③家族からの支援を期待することが困難な高齢者への入所支援	94.4%

【地域共生社会の実現に向けて養護老人ホームが担うべきと考える役割】（上位3つ）

①相談を受け止める役割（断らない・他へつなげる相談支援）	90.2%
②支援が必要な人とつながり続ける支援を担う役割	85.0%
③孤独を防ぎ、社会とのつながりを回復する参加支援の役割	84.2%

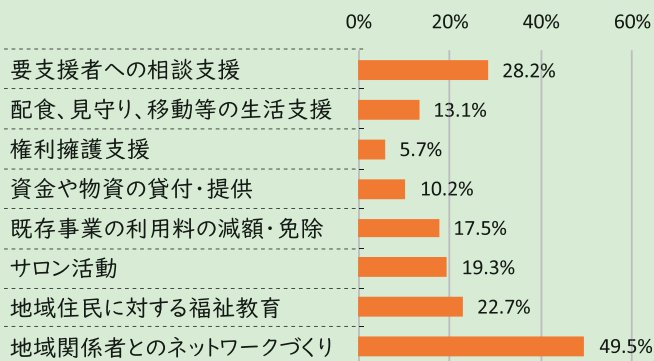
[出典：令和2年度老人保健事業推進費等補助金「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームのあり方に関する調査研究事業」調査報告書]



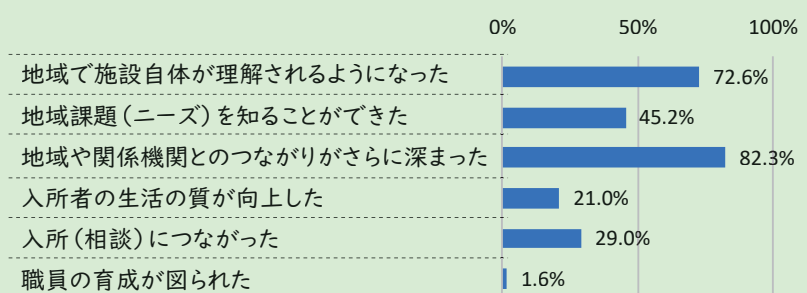
施設が活動している内容やメリットは？

- 養護老人ホームの役割や活動のメリットから、地域に出て、地域とつながり、地域を知ること、施設が地域共生社会実現の一翼を担うことができ、施設が地域の課題に取り組むことにより、その地域での施設の信頼性や存在意義を高めることにつながります。

養護老人ホームにおける地域活動の内容



養護老人ホームにおける活動のメリット



[出典：令和2年度老人保健事業推進費等補助金「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームのあり方に関する調査研究事業」調査報告書]

〔事例6〕多彩な活動により地域とともに生きる社会をめざして — 養護老人ホーム鳥取市なごみ苑（鳥取県鳥取市） —

活動のきっかけと経緯

法人では、社会福祉法人の役割として「地域への取り組み」が重要であると考えてきました。そこで「地域の勉強会」を開いて地域住民の方々にご参加いただき、介護や福祉を取り巻く現状と地域が抱えている課題について考え、たくさん意見をいただきました。その中には「窓口がよく分からない」「施設や介護保険について知りたい」といった声があり、この勉強会を通じて①相談窓口としての機能、②地域のニーズを知る努力、③幅広いニーズへの対応、④講師派遣と自己研鑽が求められることを感じ、2015年頃から下記の各種活動につながっていきました。

①介護技術講習会

施設の職員が講師となり、広く地域の方を対象として介護技術に関する講習会を年1回、定期的に行っています。「高齢者の心理の理解」とする講義や、片側の腕と足を固定させ、半身まひを想定したうえでの衣類の着脱操作や杖歩行、階段昇降などの疑似体験が内容です。

参加者からは、本人の不安や苛立ち、行動範囲が制限されることの苦勞、さりげない支援による人の温かさといった気付きが得られ、この講習会をきっかけに地域住民の輪が広がっています。また、私たちも改めて身が引き締まるとともに、地域とつながっている喜びを感じています。



介護技術講習会での講義と疑似体験

②社会復帰を目指す方への貢献活動

施設では、社会貢献活動の一環として触法の方を受け入れ、社会復帰を目指す方への支援を行っています。この取組は、対象の方が高齢者施設などにてボランティア活動を行っている中で、保護監察官の方より施設へ支援の依頼があり、協力できるならと始めたものです。年に5～6名程度の依頼があります。

対象の方は、施設に2～3日通い、保護監察官の付き添いのもと、レクリエーションのお手伝いなど介護現場を体験します。若い方からご年配の方までさまざまであり、多くの人にとって介護現場は初めてで、中には高齢者と接すること自体が初めての方もいます。

その中で、10歳代で衝動性や共感性のなさが目立っていた方が、再受験した後に学校に通い始めたケースや、長い間無職であった40歳代の方が通所介護事業所へ就職したケースなどがあり、入所者と接することで人とふれあう喜びを感じた方が多くいます。また、入所者からしても、外部の方とふれあう機会となり、良い影響をもたらしています。



リーフレット配布と家族介護教室によるACPの啓発

③ACP（アドバンス・ケア・プランニング）*

施設では、以前に特養で勤務していた職員が終末期の希望を本人ではなく家族が決めていることに疑問を感じ、元気なうちに本人の希望を聞いておきたいとの想いからACPに取り組むようになりました。施設内では、職員の研修はもちろん、入所者への懇談会や入所者同士の話し合いの場を設け、家族の方にもその趣旨をご理解いただいたうえで、文書作成に取り組んでいます。

現在は、この取り組みを地域にも広げ、家族介護教室の開催やリーフレットの配付などにより周知啓発に努めています。ACPは本人の希望に沿いながら元気なうちに始めることが重要です。このACPを地域の文化として根付かせる活動を継続して行っていくことが、身寄りのない方たちや残されるご家族の一助になると考えています。

*ACPとは、将来の意思決定能力の低下に備えて、今後の治療・ケアなどについて、関係者と予め話し合うプロセスで、本人の気がかりなことや価値観、治療方針などの意向を、本人が信頼する誰かと繰り返し話し合っ文書化することです。

今後の展望

施設では、この他にも地域の非営利団体と協力して「赤ちゃん先生プロジェクト」を実施しており、その非営利団体よりママ講師を赤ちゃんと一緒に派遣いただき、入所者と赤ちゃんとのふれあいから、入所者もママ講師も赤ちゃんも笑顔あふれる場となっています。また、入所者が地域に出かけてボランティア活動を行う取り組みも始めました。

法人の基本理念にもあるように、これからも入所者のために、そして地域のために、これらの活動を継続し、地域のニーズに応えながら、地域と「ともに生きる社会」を基調とした社会福祉の充実を目指していきます。



このページは、お手に取った方が自由にお使いいただける内容となっています。

ご家族や地域の方で生活にお困りの方はいませんか？

お近くにある養護老人ホームを探してみましょう！（施設名や連絡先など）

私たちが受け止めます。お気軽にご相談ください。（養護老人ホーム施設使用欄）

令和2年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームのあり方に関する調査研究事業」

令和3年3月
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル7階
TEL:03-5211-7700 / fax:03-5211-7705 / MAIL: js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

介護度だけを見て措置解除を決定するのではなく、経済事由を丁寧に考慮し、要支援・介護認定を受けた利用者本人と契約を交わしたうえで一定の人材配置を行い、必要な介護を提供する。介護保険施設等は低所得高齢者（ことに養護老人ホームの利用者）にとつては利用料が高額で、結果として支払えないという現実もある。しかし聖ヨゼフ・ホームでは、介護が必要になった利用者が特別養護老人ホーム（以下、特養）などの介護保険施設等に移る必要がなく、これまで通りの環境で生活を続けられるようにしている。

そしてさらなるサービスの充実のため、約3年間に及ぶ同一敷地内での施設の全面建て替えを実施した（写真）。旧施設は建物の老朽化がすすみ、個室が少なく、増改築をしてきたことで建物の動線などに不都合が生じていた。養護老人ホームは、建て替えの際に原則個室にしなくてはならないため、建

て替えの時期をうかがっていたが、県と協議のうえ、老朽化に対する施設整備等補助金の調達をしながら、このタイミングでの実施となった。工期を短くするために移転・新築も検討したが、広大な敷地内には同じマリスタ会を母体とする認定こども園やカトリック教会があり、利用者との日常的な交流をしていたことから、このような環境を維持するために同一敷地での建て替えにこだわった。

課題 養護老人ホームの現状と

全国の養護老人ホームの職員の研修会では、利用者の重度化、認知症や精神疾患等のある高齢者の増加と対応、生活ニーズの多様化といった課題があがっている。また、アルコール、喫煙、他者とのトラブル、入浴・食事の拒否、高次脳機能障害、発達障害、ほぼ毎日

写真 建て替え後の聖ヨゼフ・ホーム



新施設の動画（5分）
<https://yozefu-home.or.jp/news/new-wave/>

の通院支援、頻回なナースコール対応、強い退所希望、看取り等、支援時の課題もあげられる。このような状況のなか、おのおのの施設において少ない職員数で多くの利用者を懸命に支援しているという現状がある。そこで全国老人福祉施設協議会（以下、全国老協）では、会員施設の職員の一助にと「養護老人ホーム職員研修 困難事例検討会」をオンライン（グループワーク

レポートⅣ

生活課題を抱える高齢者への支援 — 令和な養護老人ホームへのチャレンジ —

社会福祉法人カトリック聖ヨゼフホーム 総合施設長 平岡毅



法人・施設の概要

社会福祉法人カトリック聖ヨゼフホームは、カトリック男子修道会マリスタ会を母体として、1961（昭和36）年12月に奈良県に設立し、翌年1月に養護老人ホーム「聖ヨゼフ・ホーム」（定員30名、のちに50名へと増床）（以下、聖ヨゼフ・ホーム）を御所市に開設したことに始まる。その後、入居者の重度化と奈良市からの要請に応

え、1991（平成3）年8月に奈良市内に特別養護老人ホーム「サンタ・マリア」（定員50名、のちに80名へと増床）を開設し、法人設立から60年にわたり、奈良県北部および中南部で高齢者福祉に携わってきた。聖ヨゼフ・ホームは、キリスト教カトリックの精神である「隣人愛」や「奉仕」に「福祉」を加えた3つの言の葉を大切にし、一人ひとりの老いに寄り添い、いのちに寄り添いながら、社会福祉法人として地域社会に貢献するとともに「どん

な人も断らない！」という福祉的理念に基づいた実践を行っている。2006（平成18）年6月に外部サービス利用型の特定施設入居者生活介護の指定を受け、重度の高齢者の受け入れにも対応した。その後も多様な生活ニーズのある利用者の受け入れや施設看護職員の増員を目的に、2016（平成28）年7月に奈良県の養護老人ホームでは初となる一般型の特定施設入居者生活介護に類型を変更し、さらなるバージョンアップを果たした。単に要

が大切であり、施設運営的には老人保護措置費と介護報酬双方の収益バランスがとても重要になる。

2019（令和元）年7月に厚生労働省から「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について」が通知として発出された。これは一見、契約入所の通知のようにとらえられているが、そうではない。実は通知文の前段が重要なポイントで、「養護老人ホームの定員に対する入所者の割合が必ずしも高くない施設があるので、都道府県は市区町村において、①入所措置すべき者の適切な把握、②入所判定委員会の定期的な開催、③所在地以外の養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用を行い措置制度の適切な活用を行うことを周知」という内容になっている。いわゆる措置控え等の状況に関しての厚生労働省担当課からのメッセージであり、次いで契約入所についての内容が記載され

ている。

聖ヨゼフ・ホームでは、単なる契約入所ではなく、養護老人ホームが提供し得る「行き場のない方」の「福祉的な契約の入所」というこだわりをもって実施している。措置であっても、また契約であったとしても「行き場のない方」の入所であり、受け入れるに際しては「措置入所」「契約入所」はまた「生活管理指導短期宿泊事業（いわゆるショートステイ等）」というつながり方での区別、特別はなく、個別に支援やサービスを提供することを徹底し、すべての方が「うちの利用者さん」であり「よその人」ではないということが大切だ。

養護老人ホームの新たなチャレンジ

●居住支援法人の指定（国土交通省管轄事業）

2017（平成29）年の住宅セーフ

ティネット法改正により高齢者、障害者、外国人、子育て世帯など住宅確保要配慮者の居住の安定確保を行う居住支援法人という新しい仕組みが誕生した。聖ヨゼフ・ホームでは、地域で暮らす住宅確保要配慮者が安心して希望する住まいで生活ができるよう、行政をはじめとして、大家、不動産業者などと連携して住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援も実施すべく、現在指定申請の準備をすすめているところだ。

●自立準備ホームの登録（法務省管轄事業）

2021（令和3）年3月末に厚生労働省の通知にて「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」が発出された。この通知では養護老人ホームの定員の空きを活用して、本来の業務に支障のない範囲で、社会参加に向けた支援対象者を受け入れる

含む)で開催。年2回の開催を重ねているが、定員を超過している現状でやむなく次年度に受講を案内している。

養護老人ホームは全国に927か所(2023(令和5)年4月現在)あるが、定員割れをしている施設が多く、運営・経営に影響を及ぼすケースが起きている。全国老施設協実施の経年調査(養護老人ホーム被措置者数等調査)にて、入所率の推移本調査結果の5か年の推移を見ると、入所率の全国平均は2020年度まで0.1%ずつ減少していたが、2021年度は前年度比で0.9%減、2022年度は前年度比で1.7%減と、2年連続で大幅に減少しており、調査開始である2018年度からの5年間で入所率は約3%減少している。ちなみに奈良県内施設の入所率は80%前半から70%後半へと推移し、全国でも40番めくらいの低水準であることが課題となっており、大阪や京都など県外からの措置が多いと

いう特徴を有している。養護老人ホームの入所率が低いのは、いわゆる「措置控え」も要因のひとつとしてあげられるが、施設側が自治体に養護老人ホームのことをしっかりと理解してもらえようアプローチをしていく必要がある、「このような利用者を受け入れることができる」「このように施設を運営している」ということを丁寧に伝え、つながりを深めていくことが重要だと考えている。

実践からみえる「令和な養護老人ホーム」としての方向性

前述したように、聖ヨゼフ・ホームは現在、介護保険制度上の一般型特定施設入居者生活介護の指定を受けて運営している。養護老人ホームでは2006年より2類型(個別契約型、外部サービス利用型特定施設)、2015(平成27)年には3類型(前述に加え一般型特定施設)からの選択が可能

となった。全国的な選択状況(2023年4月現在)としては、個別契約型が約45%、外部サービス利用型特定施設が約28%、一般型特定施設が約27%という状況である。人材確保の課題はあるが一般型特定施設の(新規)指定申請や外部サービス利用型施設からの類型変更は、「令和な養護老人ホーム」には必須であろうと考える。加えて、LIFE(科学的介護情報システム)にも積極的に対応し、科学的介護推進体制加算等の介護保険制度上の加算を取得すべきだ。さらに看取り介護加算や介護職員等の処遇改善加算関係に関しても同様である。養護老人ホームの本人は措置制度ではあるが、養護老人ホームが直面している利用者の「介護」に関しての課題(経済的な事由により、介護が必要になった利用者が特養などの介護保険施設等に移ることができない状況も含む)については、徹底的に介護保険制度を活用するという視点

場合の考え方が整理された。その後、事務連絡「自立準備ホームの開拓に係る参考事項について」にて、自立準備ホームの登録等を行う際の留意点①本来事業に支障を及ぼさない範囲で行うことは、施設の一時使用に該当し、施設整備の財産処分には該当しないこと、②自立準備ホームの登録を行ったとしても、刑務所出所者等の受け入れ義務が生じるものではないこと等が示された。聖ヨゼフ・ホームは、2023年8月1日付で登録されている。

この先5年、10年、20年後の 養護老人ホームのあり方

養護老人ホームという共同（集団）生活の中では「ひとり暮らしではない、ひとり暮らしの実現」に向けての支援がとても重要である。ロンリネス（ひとりぼっちの寂しさを抱えた孤独）ではなく、ソリチュード（ひとりでも寂しくはない、その人らしく心豊かな孤独）

的自立支援をめざすことが大切であるということだ。そのうえで、行き場のない方の「措置」のみにこだわらない、令和な養護老人ホームへの挑戦という気概で、措置入所+契約入所というハイブリッド型（ダブル）福祉という考え方が必要になるだろう。さらに、居住支援法人と自立準備ホームのふたつを装い備えた「ハイブリッド型クアド（4つの）福祉」を押し進め、寄る辺（頼るところ）やよすが（頼れる人）なき方に福祉を届けるべく、関わりを丁寧丁寧に丁寧に重ねていきたいと考える。

養護老人ホームは、比較的元気な方が利用する時代があつたが、現在はサービス付き高齢者向け住宅やケアハウスなどを利用したくても利用できない低所得の方や、家族を頼ることができない方、精神疾患や発達障害・知的障害がある方など、さまざまな事情により行き場のない方の利用が増えてき

ている。その時のベッドの状況で入居をお断りしてしまうケースも出てしまふが、断ることでもひとりの人生や家族の人生が大きく変わってしまうことは福祉の担い手として重くとらえなくてはならない。生きづらさのある方や行き場のない方を受け入れる養護老人ホームは、地域共生社会の実現に向けてなくてはならない存在だ。時代が移ろうなか、「変化」を柔軟に受け入れつつ、変えてはならないものを大切にしたいと強く思う。これからもひとりの福祉職人として、福祉的・養護的理念である「どんな人も断らない！」を〴〵実践していきたい。

PROFILE

平岡毅（ひらおか・たけし）

1973年生まれ。1993年社会福祉法人トリック聖ヨゼフホームに入職し、養護老人ホーム聖ヨゼフ・ホームに配属。介護職員・生活相談員を経て、2008年に施設長に就任。2016年より現職。加えて、全国老人福祉施設協議会介護保険事業等経営委員会養護老人ホーム部会副会長、奈良県老人福祉施設協議会副会長を務める。

介護保険制度がスタートして20年以上が経過した。制度ビジネスという側面はあるが、事業である限り、事業所・施設運営に「経営」の視点を根づかせ、経済的価値と社会的価値の両方を実現し、持続可能な経営をめざしていかなければならない。2040年を視野に入れた福祉経営をさまざまな視点から探っていく。

時代を先取りして生き残る

アップデートする

「介護経営」

Vol.7

平岡 毅

社会福祉法人カトリック聖ヨゼフホーム
養護老人ホーム 聖ヨゼフ・ホーム
特別養護老人ホーム サンタ・マリア
総合施設長

最後のセーフティネットの使命と役割

～強くて優しい“令和な養護老人ホーム”とは～

「どんな人も断らない！」を理念として福祉に取り組む

当法人は、1961年12月に奈良県御所市で設立、翌年1月に養護老人ホーム「聖ヨゼフ・ホーム」（入所定員30人のち50人へと増床）を開設したことはじまる。その後、入居者の重度化と奈良市からの要請に応え、1991年8月奈良市に特別養護老人ホーム「サンタ・マリア」（入所定員50人のち80人へと増床）を開設し、60年以上にわたり奈良県北部および中南部で高齢者福祉に携わってきた。聖ヨゼフ・ホームは、キリスト

教カトリックの精神である「隣人愛」や「奉仕」に「福祉」を加えた3つの言葉を大切にし、お一人おひとりの老いに寄り添い、いのちに寄り添いながら、「どんな人も断らない！」という養護的・福祉的理念を実践している。2006年6月に外部サービス利用型特定施設の指定を受け、入所者の重度化にも対応し、2016年7月には一般型特定施設に類型を変更し、さらなるバージョンアップを行った。

こうして、単に要介護度だけに着目しての措置解除に至ることなく、要支援・要介護認定を受けた利用者本人と契約を交わしたうえで、介護が必要になった入所者が介護保険施設等に移ることなく、これまでどおりの環境で生活を続けられるよう努めている。

「令和な養護老人ホーム」に向けて全面建て替え

当施設はこのほど、約3年間におよぶ同一敷地内での全面建て替えを実施した（写真）。旧施設は個室が少なく、建物の老朽化が進み、増改築をしてきたことで動線などに不便が生じていた。そこで奈良県行政と協議して老朽化に対する施設整備等補助金の調達をしながら、このタイミングでの実施となった。

新施設の事業費は7億9000万円。それに対し、法人の自己資金5億2000万円（法人内施設間借入れ2億円含む）、県の補助金1億2000万円（施設備品補助金約4000万円除く）、福祉医療機構からの借入れ1億5000万円。資材高騰やコロナ禍の真っ只中だった。

新施設の動画（5分）の
ご視聴はこちらから▶



▶全面建て替えを終えた養護老人ホーム
聖ヨゼフ・ホーム



たが、さらなる支援の充実と法人・施設の創始に携った恩師と、それを継いだ恩師二人の夢の実現でもあった。

養護老人ホームを取り巻く現状と課題

これからの養護老人ホームのあり方を考えるうえで、まず養護老人ホームを取り巻く現状と課題をまとめておく。

①利用者（入所者）の重度化、認知症高齢者や精神疾患等への対応、生活ニーズの多様化

全国の養護老人ホームでは、次のような支援時の課題が挙がっている。▽利用者（入所者）の重度化、▽認知症高齢者の増加と対応、▽精神疾患等高齢者の増加と対応、▽生活ニーズの多様化、▽アルコール、喫煙、▽他者とのトラブル、▽入浴・食事の拒否、▽ほぼ毎日通院支援、▽頻回なコール対応、▽強い退所希望、▽看取り介護——等々、実に多岐にわたる。各施設において、少ない員数で多くの利用者を懸命に支援しているという現状がある。

②定員割れや空床等の問題（いわゆる措置控え、措置渋り、措置離れ、措置知らず：）

全国的にも40番めくらいと推移し、全国でも多くの低水準であることが課題となっており、県外（大阪府、京都府）からの措置が多いという特徴も指摘されている。

養護老人ホームの入所率が低いのは、いわゆる「措置控え」も要因の一つとして挙げられるが、養護老人ホーム側が自治体にしっかりと理解してもらえようというアプローチをしていく必要がある。「このような利用者を受け入れることができる」ということを丁寧に伝え、つながりを深めていくことが重要だと考えている。これを踏まえ、奈良県では昨年度より県の主催で（県老協養護部会協働）、県下の市町村高齢者福祉措置担当職員を対象に「養護老人ホームセミナー」を開催している。県内の措置状況、養護老人ホームについて（施設概要、入所者像の変化、入所までの流れ、実際の入所事例等）、契約入所について、などが学べる本セミナーは大好評で、行政、自治体職員、施設関係者にとって、重要な学びとわかちの機会となっている。

強くて優しい 令和な養護老人ホームとは

筆者の考える先を見据えた養護老人ホーム運営のポイントは、下記ののとおりである。

①介護保険制度の活用
前述のように、現在、養護老人ホームに一般型特定施設を併設する形で運営している。養護老人ホームは2006年より2類型（個別契約型、外部サービス利用型特定施設）から、2015年より3類型（前述に加えて一般型特定施設）からの選択が可能となった。筆者の私見だが、全国的な選択状況は、個別契約型（約45%）、外部サービス利用型特定施設（約28%）、一般型特定施設（約27%）といったところではないか。人材確保の課題はあるが、一般型特定施設の（新規）指定や外部サービス利用型からの類型変更は、これからの養護老人ホームには必須であろう。加えて、LIFE（科学的介護情報システム）にも積極的に対応し、科学的介護推進体制加算等の介護保険制度上の加算は取得すべきだ。また、看取り介護

(みんなだけでなく、ある一定の方の福祉的・養護的な看取り) 加算や介護職員等の処遇改善加算関係についても、同様である。

養護老人ホームの本身は「措置制度」であるとはいえ、養護老人ホームが直面している利用者の「介護」に関する課題について、徹底的に「介護保険制度」を利活用するという視点が大切であるし、施設経営的には老人保護措置費と介護報酬双方の収益バランスがととも重要になる。

②「行き場のない方」の福祉的な契約の入所

当ホームでは、単なる「契約入所」ではなく、養護老人ホームが提供し得る「行き場のない方」の福祉的な「契約の入所」というこだわりをもって実施している。そのため「措置」であろうと「契約」であろうと、「行き場のない方」の入所であるという点では同じなので、受け入れるに際しては、「措置入所」「契約入所」そして「生活管理指導短期宿泊事業(ショートステイ等)」というつながり方での差別、区別ではなく、個別に支援やサービスを提供することを

徹底し、すべてが「うちの利用者さん」であり「よその人(利用者さん)ではない」ということを大切にしている。

③2040年を視野に入れた養護的な「継営」のススメ

全国老協が公表している、赤字施設(特養)の割合は、2021年度は43・0%(補助金除く。補助金を含むと39・8%)、2022年度(速報値)は同じく62・0%(同51・0%)だった。養護老人ホームについては、2021年度が51・6%(補助金除く。特定施設の指定あり…51・0%、特定施設の指定なし…52・2%)で、2022年度の数値は現段階で公表されていないが、経年数値および特養数値よりおよそ70%を超過すると推察される(筆者私見)。その大きな要因は、いわゆる措置控えという事象による定員割れによる減収に加えて、昨今の物価や光熱水費等の高騰、さらには賃金上昇や人材確保に要する費用の増大等で、高齢者福祉施設の運営・経営は危機的な状況にあるといえる。

こうした状況下では、人件費比

率を65%前後でコントロールすることを前提条件として、「できること、やれることは全部する!」ということが大切で、前述の介護保険制度の徹底的な活用による主たる老人保護措置費との収益バランスは第一義であり、両制度での加算算定は必須となる。加えて、一般型特定施設や契約入所を併せたハイブリッド型福祉でのいわゆる「継営」がカギになると考える。

当施設での建て替え工事に関しての借入総額は前述のとおり3億5000万円(福祉医療機構からの借入れ1億5000万円、法人内施設間借入れ2億円)で、年間約1750万円を20年で完済していくというものだ。時代の要請や制度の改正を柔軟に受け入れ、前述の個別契約型↓外部サービス利用型特定施設↓一般型特定施設へと類型を変更し、さらには措置入所にもう一つの福祉としての契約入所を織り交ぜ、強くて優しい「令和な養護老人ホーム」への醸成を重ねているところである。

新たな福祉のかたちを めざしたチャレンジとチャレンジ

以上を踏まえ、この先5年、10年、20年後の「令和な養護老人ホーム」を見据えた当ホームの取り組みをまとめると、以下のようになる。

①新たなチャレンジI「居住支援法人の指定(国土交通省管轄事業)」

地域に住まう住宅要配慮者が安心して希望する物件で生活できるよう、行政をはじめとして大家、不動産業者などと連携した住宅相談や、賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援を実施していくべく、当ホームは今年10月1日、奈良県から居住支援法人の指定をいただいた。

②新たなチャレンジII「自立準備ホームの登録(法務省管轄事業)」

養護老人ホームを活用して、本来の業務に支障のない範囲で、社会参加に向けた支援対象者を受け入れる場合の考え方が整理され、加えて施設整備の財産処分には該当しない(施設の一時使用に該当)旨や本登録を行ったとしても、刑務所出所者等の受け入れ義務が生

アップデートする「介護経営」

Vol.7



平岡 毅

Takeshi Hiraoka

社会福祉法人カトリック聖ヨゼフホーム
 養護老人ホーム 聖ヨゼフ・ホーム
 特別養護老人ホーム サンタ・マリア
 総合施設長

● 1973年生まれ。1993年、社会福祉法人カトリック聖ヨゼフホームに入職。養護老人ホーム聖ヨゼフ・ホームに配属。介護職員・生活相談員を経て、2008年施設長に就任。2016年、特別養護老人ホームサンタ・マリア施設長および両施設総合施設長に就任し、現在に至る。公益社団法人全国老人福祉施設協議会介護保険事業等経営委員会養護老人ホーム部会副会長、奈良県老人福祉施設協議会副会長を務める

③ 令和な養護へ：新たな福祉のカタチ「ハイブリッド型ケア」の福祉の実現

新たな福祉のカタチとは、「行

じるものではないこと等が示された。当ホームでは今年度の事業開始が承認され、今年8月1日付で登録がなされた。これらのみならず、今後も新たな事業や制度が生ずるだろうし、社会福祉連携推進法人制度の活用もおおいに進んでいくと思われる。何事もそうだが、今できない言い訳をするばかりでなく、こうした変化に迅速・柔軟に対応していきたいと考えている。

き場のない方の、措置のみに拘らない、令和な養護への挑戦」という気概をもち、措置入所十契約入所というハイブリット型（ダブル）福祉という考え方になるかと思う。さらに、居住支援法人や自立準備ホームの装いも備えた「ハイブリッド型ケア」（4つめの）福祉を推し進め、寄る辺（たよるところ）やよすが（たよる人）なき方に福祉を届けるべく、その携わりを丁寧を重ねていきたいと考えているところだ。

「困りごと」の種類が何であつても分け隔てなく、小さな人、声を出せない人、生きづらさのある人、行き場のない人を受け入れるということとは、地域共生社会の実現という時代の要請のなか、必要不可欠なことである。これからも時代の「変化」を柔軟に受け入れつつ、変わっていくこと、そして変えてはいけないものを大切にしていきたいと思つてやまない。冒頭で述べた福祉的・養護的理念である「どんな人も断らない！」を「とことん」実践し、福祉を「継なぐ」営みを重ねていきたいと考えている。

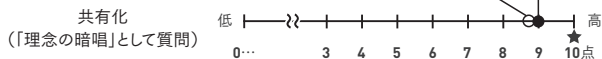
「CI指標」調査結果 ～カトリック聖ヨゼフホーム編～ ※聖ヨゼフホームについては本誌昨年12月号参照

【調査概要】

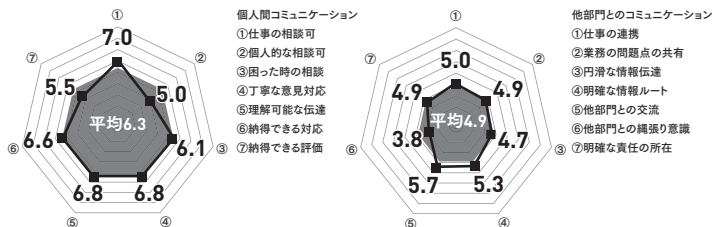
日程：R5.10.23～11.2（10日間）、対象：20人（回収率95%）
 方法：インターネット自記入式アンケート（職員）、ヒアリング調査（経営者）

【調査結果】 ★経営者が自身を評価

1. 理念指標



2. 組織の基礎的コミュニケーション指標



【調査結果のポイント】

- 理念の暗唱は、経営者の予測は9点、職員の実態は8.9点とどちらも高く、理念の共有化が進んでいるといえる。理念同様に大切にしている「どんな方も絶対に断らない」という精神の浸透率は100%であり、施設の根幹をなす理念や精神が共有できているといえる。
- 理念の行動化は、経営者の予測に反して低い結果となった。精神の行動化は7.1点であり、職員への浸透率が高い分、理念よりも高い結果となった。当法人では「どんな行動が理念と結びつくか」を想像しながら唱和することを推奨している。理念行動を職員間で共有することで、法人全体の行動化促進につながる可能性がある。
- 基礎的コミュニケーションでは、「他部門との縄張り意識がある」と感じている職員が多い。経営者とのヒアリングでも、他部門との交流を課題として挙げており、他部門とのコミュニケーション不足が影響していると考えられる。

（蒲田真衣）